

公益社団法人 日本小児保健協会

令和 8 (2026) 年度定時社員総会

会 議 資 料

令和 8 (2026) 年 6 月 20 日 (土) 13 : 40～14 : 40
会場 : 大阪市中心公会堂 大集会室
(大阪市北区中之島 1 丁目 1 番 27 号)

この資料は当日の会議資料です。お忘れなくご持参ください。

令和 8（2025）年度定時社員総会 次 第

《挨拶》

公益社団法人 日本小児保健協会

会 長 山縣 然太朗

《報告事項》

1. 令和 8（2026）年度 事業計画
2. 令和 8（2026）年度 予算
3. 令和 7（2025）年度 事業報告
4. 令和 8（2026）年度 協会活動助成 小児保健奨励賞の決定について

《審議事項》

1. 令和 8（2026）年度 名誉会員の推薦について
2. 令和 7（2025）年度決算ならびに監査報告
3. 定款および規程の変更（会員資格の追加、外部理事・外部監査卒の設置ほか）
4. 第 76 回日本小児保健協会学術集会について
5. 理事の選任
6. 監事の選任
7. 会長の選出（挨拶）

報 告 事 項

報告事項 1

令和 8（2026）年度事業計画書

公益社団法人 日本小児保健協会

【目 的】

本公益社団法人は、小児保健の進歩・発展を図り、もって人類・社会の福祉に貢献することを目的とする。

【事 業】

上記の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (ア) 学術集会の開催
- (イ) 機関誌及び図書などの刊行
- (ウ) 各種の学術的調査研究
- (エ) 各種の研修
- (オ) 小児を取り巻く保健、医療、教育、福祉など社会一般への啓発並びに普及活動、本会の活動や小児保健全般に関わる意見聴取（パブリック・コメント）
- (カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【個別の事業】

ア．学術集会

1．学術集会開催

第 73 回（令和 8（2026）年度）日本小児保健協会学術集会

会頭：濱崎 考史（ハマザキ タカシ）先生（大阪公立大学大学院医学研究科 発達小児医学 教授）

テーマ：みんなで育む子どもの未来

会期：令和 8（2026）年 6 月 19 日（金）～6 月 21 日（日）

場所：大阪市中央公会堂（大阪市）

ホームページ：<https://jsch2026.com/>

イ．機関誌及び図書などの刊行

1．日本小児保健協会機関誌「小児保健研究」および学術集会講演集の発行

「小児保健研究」電子ジャーナルを年間6回（奇数月の月末）発行。令和8（2026）年度は第85巻3号～第86巻2号発行予定。本誌は第75巻6号（平成28（2016）年11月発行号）より、完全電子ジャーナル化しているため、冊子体での発行はなし。「日本小児保健協会学術集会講演集」冊子を学術集会開催時期の毎年5月末日に発行しており、令和8（2026）年度は「第73回日本小児保健協会学術集会講演集」を発行予定。

2．ホームページ

協会の事業活動や日本小児保健協会機関誌「小児保健研究」等について掲載、公開をする。会員専用ページは、利用者IDを取得した会員を閲覧可能としている。一般に向けては、発刊から半年を経過した「小児保健研究」や各種資料、情報を公開している。

ウ．学術的調査研究

1．乳幼児身体発育調査分析報告〔発育委員会〕

乳幼児身体発育調査が令和5年に実施され、令和6年度は調査研究班によるデータ解析が行われた。本委員会では、調査研究班と連携をして、学術的な側面から討論し、協会としての提言を行ってゆく。

2. 幼児健康度調査〔幼児健康度調査委員会〕

幼児健康度調査は幼児の健康と生活に関する総合的な全国調査であり、10年ごとに行われる乳幼児身体発育調査と同時に昭和55年から30年にわたって継続実施されている。身体的な成育とあわせて子どもや保護者の生活実態を通して、日本の母子保健の変遷や現状を総覧できる信頼度の高い調査であり、これまで調査結果の解説資料づくり（ホームページ、書籍出版）を行っている。また、学会発表、資料としての引用等、その実績は大きい。令和2年度に予定していた調査は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったが、令和3年度にオンライン調査を実施し、約25,000の回答を得た。その後はデータ解析を実施し、論文化等の作業に着手した。今後もデータの活用方法等についても検討を続ける予定である。さらに、令和8年度は第6回調査（令和12年予定）に向けて、これまでの5回に及ぶ過去の幼児健康度調査結果の比較検討をし、その上に現在の幼児や幼児をとりまく環境の傾向と課題を把握していくとともに、調査項目の検討に着手する予定である。

エ. セミナー・研修会の開催

1. 令和8年度小児救急電話相談スキルアップ研修会〔小児救急の社会的サポートに関する検討委員会〕

（1）子ども救急電話相談研修会ベーシックコース（オンライン開催）

1) 研修の目的

小児救急の社会的サポートとしての小児医療電話相談の役割、すなわち、電話相談が持つ子どもの病気や事故に対する保護者の対応能力や家庭看護力向上のための支援や子育てにおける健康問題に起因した保護者の不安軽減のための役割について理解し、実践を目指す看護職等を育成するとともに、その概念を社会通念として広く普及させること。

2) 研修の対象

小児救急の電話相談や子どもの病気やけがの電話相談に従事している、または従事しようとしている看護職等の医療関係者（医師を含む）。日本小児保健協会の会員以外も対象とする。

3) 研修の方法

本委員会が主催する電話相談スキルアップ研修会は、小児医療電話相談の目的にある内容についての啓発を目的としたベーシックコースと、実践を深めるためにアドバンスコースの二段階で構成される。ベーシックコースはオンラインで、アドバンスコースは対面で実施する。

4) 見込まれる効果

研修受講者が、臨床現場で行われる対面型のケアと電話相談では異なるスキルが必要であることを理解し、電話相談の役割として単に医学的情報を提供するのみではなく、相手が自己決定できる技術について理解する。さらに共通のテキストを利用することによって、#8000事業をはじめとした小児救急に関する電話相談の質の向上や相談サービスの標準化を目指すことができる。

日程：令和8（2026）年7月中旬（未定）

開催方法：オンライン開催（配信場所：日本小児保健協会事務局／東京都千代田区神田）

定員：40名（会員10名、会員以外30名）

参加費：会員；3,000円、会員以外6,000円

（2）子ども救急電話相談研修会アドバンスコース（対面開催）

1) 研修の目的

電話相談の役割に基づいて、実際に受講者の電話相談の技術について自ら理解し、標準化された医療的トリアージと対応を踏まえつつ、相談者をエンパワーメントする相談技術について理解し、実践への動機づけとする。

2) 研修の対象

小児救急の電話相談や子どもの病気やけがの相談に従事している、または従事しようとしている看護職等の医療関係者。ベーシックコースの受講の有無は問わない

3) 研修の方法

- ・電話対応を録音し、その内容を聞きなおしながら自己評価をもとに個別的に指導をうけ、自分の立ち位置や特徴を理解する。
- ・グループワークを行い、相談技術について理解を深める。

4) 見込まれる効果

相談者の話の内容を聴きサポートする技術について、模擬相談を行うことで具体的・実践的に理解することができる。さらに医療的なアドバイスをするための判断を向上させることで、#8000事業をはじめとした小児救急に関する電話相談の質の向上や相談サービスの標準化を目指すことができる。

日程：令和8（2026）年9～11月予定。

会場：会場検討中

定員：25名（会員5名、会員以外20名）

参加費：会員10,000円、会員以外20,000円

2. 傷害予防教育セミナー〔傷害予防教育委員会担当〕

日本小児保健協会の会員および会員のネットワークにいる保育者に役立つ教材の作成や、それを活用した啓発活動に取り組む。第73回日本小児保健協会学術集会内で、傷害予防教育セミナーを実施する。令和8年度は、令和7年度に作成した新しい傷害予防実践人材の養成プログラム（傷害予防マイスタープログラム）を普及させ、傷害予防に取り組む人材を広げることを目指す。また、プログラム受講後の効果評価を行うための仕組みづくりを行い、プログラムとセットで実施することで、プログラムの効果評価を行う。

日時：令和8（2026）年6月19日（第73回日本小児保健協会学術集会会期中に開催予定）

会場：大阪市中央公会堂

定員：会場30名

参加費：無料（ただし、学術集会への参加登録が必要）

3. 第11回多職種のための乳幼児健診講習会〔教育委員会担当〕

乳幼児健診に関わる最新の知識を習得するため、年度別のテーマに沿って、招聘講師による講義、質疑応答、総合討論を実施する。

日程：令和9（2027）年2月

会場：WEB開催

定員：80名

参加費：会員3,000円、非会員（医師・歯科医師）6,000円、非会員（医師以外）3,000円

4. 第10回多職種のための発達障害の研修会〔教育委員会担当〕

発達障害に関わる最新の知識を習得するため、年度別のテーマに沿って、招聘講師による講義、質疑応答、総合討論を実施する。

日程：令和8（2026）年8月

会場：WEB開催

定員：80名

参加費：会員3,000円、非会員（医師・歯科医師）6,000円、非会員（医師以外）3,000円

5. 第10回多職種のための投稿論文書き方セミナー〔編集委員会担当〕

「小児保健研究」への投稿論文の質の向上を目的として、これから投稿論文を執筆する医師、看護師、保健師をはじめ、保育、福祉、教育、行政など多職種の方を対象に、投稿論文の書き方を解説するセミナーを開催する。昨年度に「第9回多職種のための投稿論文書き方セミナー」を開催し好評価を得たことから、今年度は第10回の開催を予定している。

日程：第73回日本小児保健協会学術集会会期中（令和8年6月19日～6月21日）

会場：大阪市中央公会堂（大阪府大阪市）

定員：100 人

参加費：無料（ただし、学術集会への参加登録が必要）

6. 乳幼児健診を中心とする小児科医のための研修会（2026 年度）〔健康診査委員会（四者協合同委員会）所管〕

【目的】乳幼児健康診査（以下、「乳幼児健診」）における医師等の技術向上，標準的な疾病スクリーニングや成長発達評価の方法，育児支援法の普及を図ること。

【方法】「身体診察マニュアル」に準拠した定期的な研修会の開催。

【効果】毎回の参加者アンケートにより評価する。

日程：令和 8（2026）年 9 月頃（第 1 回）、12 月頃（第 2 回）

開催方法：WEB 開催

定員：各回 250 人

参加費：共催 4 団体会員医師 3,000 円、非会員医師 6,000 円、医師以外 3,000 円

7. 5 歳児健診健診推進セミナー〔1 か月児・5 歳児健診推進委員会（アドホック）担当〕

5 歳児健康診査（健診）は全国で行われるようになってきているが、実務者への研修機会は十分とはいえない。特に健診後のフォローアップ体制の構築、実際のフォローアップに関しての情報は不十分である。そこで本セミナーでは健診後のフォローアップに関する理論と実際の方法に関して専門家及び複数の市町村に発表いただく。このセミナーにより 5 歳児健診を導入する市町村が増加することまた、その質が向上することが期待される。

日程：令和 8（2026）年 5 月 22 日

開催方法：WEB 開催

定員：1,000 名前後

参加費：無料

オ. 小児を取り巻く保健、医療、教育、福祉など社会一般への啓発並びに普及活動

1. 第 42 回小児保健セミナー開催〔教育委員会担当〕

小児保健に関わる最新の知識を習得するため、年度別のテーマに沿って、招聘講師による講義、質疑応答、総合討論を実施する。

日程：令和 8（2026）年 11 月

会場：WEB 開催

定員：110 名

参加費：会員 3,000 円、非会員（医師・歯科医師）6,000 円、非会員（医師以外）3,000 円

2. 委員会事業

（1）発育委員会

【目的】乳幼児身体発育調査について調査研究班と連携し、調査を継続する必要性を学術的に討論し、提言を行ってゆく。また成長曲線や体格指数の理解の啓発に勤める。

【方法】①委員会での議論を調査研究班に提言する。②小児でのBMIの活用について啓発を行う。③成長曲線とBMIの啓発のセミナーを企画する。

【効果】乳幼児発育調査結果を学術的に解析をして発信する。国際的に用いられるBMIを日本の小児でも普及するようにする。

成長曲線の有用性、小児でのBMI活用についての情報提供

【目的】成長曲線が発育評価において有用であること、小児におけるBMI活用の有用性について海外事情も含めて情報提供を行う

【方法】WEBセミナーまたは対面でのシンポジウムを行う

【効果】成長曲線の有用性の啓発となる。また、BMIが普及すると、小児肥満について日本の研究と海外の研究の比較が可能になる。

日程：秋から冬頃

会場：未定
定員：200人程度
参加費：無料

（２）幼児健康度調査委員会

幼児健康度調査は幼児の健康と生活に関する総合的な全国調査であり、10年ごとに行われる乳幼児身体発育調査と同時に昭和55年から40年にわたって継続実施してきました。身体的な成育とあわせて子どもや保護者の生活実態を通して、日本の母子保健の変遷や現状を総覧できる信頼度の高い調査です。これまで調査結果の解説資料づくり（書籍出版等）を行っています。また、学会発表、資料としての引用等の実績もあります。

令和2年度に予定していた調査は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでしたので、令和3年度にオンライン調査を実施し、約25,000の回答を得ることができ、その後はデータ解析を実施し、論文化等の作業に着手しました。今後もデータの活用方法等についても検討を続ける予定です

さらに、令和8年度は第6回調査（令和12年予定）に向けて、これまでの5回に及ぶ過去の幼児健康度調査結果の比較検討をし、その上に現在の幼児や幼児をとりまく環境の傾向と課題を把握していくとともに、調査項目の検討に着手する予定です。

（３）予防接種・感染症委員会

本邦の予防接種および感染症に関するトピックスを会員に伝える（1回/2か月、「感染症・予防接種レター」を「小児保健研究」に寄稿）。医療・福祉・保育・教育の分野に入学した学生等は在学中に関連機関で実習を受けることが義務づけられている。実習に関わる会員が多く在籍している当協会では、「医療・福祉・保育・教育に関わる 実習学生のための予防接種の考え方（第1版）」を2018年8月に作成し公開してきた。その後、予防接種に関わる情報は、年々更新されており、現状にあわせた整合性を図り、改訂作業を進め、第2版として、実習学生及び実習受入機関への周知することにより、感染対策の充実に資する。

①「医療・保健・保育・教育に関わる実習学生のための予防接種の考え方」（改訂版）の普及啓発

令和7年度に改訂した「医療・保健・保育・教育に関わる実習学生のための予防接種の考え方」（改訂版）が活用されることを目的として、普及啓発活動を展開する。各現場での適切な対応及び感染対策に資することが期待される。

②保育所職員における感染症知識に関する研究調査

保育所での感染対策の現状を把握することを目的として、「保育所職員における感染症知識に関する研究調査」を実施することで、現状を把握し、ポイントをおさえた対策につながることが期待される。

③保育所等における感染症・予防接種に関する公開講座

「保育所職員における感染症知識に関する研究調査」を踏まえ、オンライン等も活用し、保育現場等に役立つ感染症や予防接種に関する公開講座を開催する。

（４）編集委員会

編集委員会は「小児保健研究」（年6回電子ジャーナル発行）、「第73回日本小児保健協会学術集会講演集」（年1冊）の編集発行を目的に年間6回開催する。投稿論文については、査読審査担当編集委員が査読者を決定、依頼し、採択の可否を判定し、編集委員長または副委員長が最終決定を行う。また各号に掲載する「提言」、「視点」、「総説」の著者を選出、決定、依頼を行う。

（５）栄養委員会

子どもに対する適切な食と栄養に関する普及啓発を介して、子どもの健やかな成長発達や健康

増進に寄与することを目的とした活動。

【目的】栄養の局面から子ども達の健やかな成長発達や健康増進に寄与する。

【方法】①「こどもの食育を考えるフォーラム」（年1回開催）の後援・支援を行う。四者協メンバーと相談の上、委員会メンバーが座長、演者として発言・講演を行う。②第73回小児保健協会学術集会で、シンポジウムとして「小児期から成人期に繋がる肥満・痩せの問題」を行う。③「妊娠中の推奨栄養摂取量や体重増加に関する知識の啓蒙」に関するパンフレット作成や、外部講師を招いての勉強会を行う。

【効果】子どもの栄養や食育に対する正しい知識の普及や、成長障害を生じうる様々な疾患や虐待などの社会的問題の早期診断や早期治療/対応に寄与できる。委員会活動を通じて、胎児期から成人期に至る肥満および痩せの問題をライフコース全体で捉える重要性について理解が深まり、発達段階に応じた予防・早期介入の視点が共有されることが期待される。

小児期から成人期に繋がる肥満・痩せの問題に関する講演

会場：第73回 小児保健協会学術集会会場

参加人数：200人程度

参加費：学会参加費用以外は徴収しない

【目的】近年、小児の肥満および痩せはいずれも増加傾向にあり、身体的・心理的健康のみならず、将来の生活習慣病発症や社会的適応にも影響を及ぼすことが明らかになっている。小児期の栄養状態や生活習慣は成人期の健康リスクに強く関連しており、肥満や痩せの問題を「成長期の一時的な現象」としてではなく、ライフコース全体で捉える視点が求められている。本シンポジウムでは、小児期から成人期に至る肥満・痩せの背景、発達段階ごとの特性、予防・介入のあり方について議論する。特に、家庭・学校・地域社会における支援体制の構築や、思春期以降の自己管理能力育成を視野に入れ、子どもから大人への移行期を支える健康支援の方向性を探ることを目的とする。

【方法】学術集会の期間中にシンポジウムを行う。

【効果】本シンポジウムを通じて、小児期から成人期に至る肥満および痩せの問題をライフコース全体で捉える重要性について理解が深まり、発達段階に応じた予防・早期介入の視点が共有されることが期待される。

（6）学校保健委員会

学校教育法第1条に定められた「学校」に在籍する小児の健やかな成長と健康増進を目的とした活動。学校保健の現場で指摘される課題の実態把握とその解決策の提言、さらに正しい情報と適正な指導の普及に重点を置く。調査結果を基に啓発活動を推進し、学校保健活動の発展に寄与する。学校保健における課題解決と情報適正化に向けた全国調査・提言活動を行う。

〔活動計画〕学校保健における課題把握と提言・エキスパートオピニオン作成に向けた調査研究事業

【目的】学校保健の現場における課題を体系的に把握し、

- ① 学校医の役割や健診体制等に関する制度的課題については学会としての提言につなげる
- ② 学校保健における「留意すべき児童生徒」への対応に関する課題については、エキスパートオピニオンとして整理することを目的とする。

【内容】（1）学校医の役割・健診体制・学校現場との連携等に関するアンケート調査（学会としての提言につなげる調査）

・学校医の役割認識、学校健診体制、学校現場との連携状況および課題を把握するためのアンケート調査を実施する

・令和7年度に倫理審査の承認を得た調査研究として、北九州市医師会に登録されている学校医を対象に調査を行う

・調査結果を集計・解析し、学校医制度および学校健診体制に関する課題を構造的に整理する

（2）学校保健における「留意すべき児童生徒」への対応に関するアンケート調査（エキスパートオピニオンとしてまとめる調査）

・学校保健の現場で対応が求められる「留意すべき児童生徒」への対応状況や課題を把握するため、日本小児保健協会会員を対象としたアンケート調査を実施する

・医療・教育・家庭との連携状況、現場で困難を感じている点、健康情報への対応等について調査する

・調査結果を基に、専門的見地から課題を整理する

【実施方法】

・アンケート調査は、委員会で作成した調査票を用いて実施する

・回収したデータは委員会内で集計・解析を行い、目的別に整理する

・各調査結果について、委員会内で検討を行い、成果物の作成につなげる期待される効果

・学校医の役割や学校健診体制に関する現状と課題を明確化し、日本小児保健協会としての提言作成に向けた基礎資料を得る

・学校保健における「留意すべき児童生徒」への対応に関する課題を整理し、エキスパートオピニオンとして会員および関係者と共有する

（７）小児救急の社会的サポートに関する検討委員会

【目的】 全国で実施されているこども医療電話相談事業（＃8000）等の子どもの病気に関する電話相談の対応の標準化や質の向上を図ること。

【方法】 小児救急の社会的サポートとしての電話相談の役割、すなわち、電話相談が持つ子どもの病気や事故に対する不安の軽減や家庭看護の支援などの役割を理解し、実践を目指す看護職等を育成するとともに、その概念を社会通念として広く普及させるために、研修会を実施する。令和7年度は、広く参加できるWEBでのベーシックコースの研修会と、対面で模擬相談などを行うアドバンスコースの2本立ての研修会を実施する。

【効果】 医療者による電話相談の対応は、子育てを支えたり家庭看護力をアップさせるための医療技術である。従来の指示や指導を中心とした対応と異なる新しい形の医療援助といえる。電話相談研修会を通してこうした考え方や対応内容を広めていくことで、電話相談のみならず、小児医療の質の向上の効果が期待できる。研修会の内容やあり方の検討により、より対象者のニーズに合わせた研修会を提供できる。

（８）傷害予防教育委員会

日本小児保健協会の会員に対して、科学的な子どもの傷害予防教育を実施し、実践者の育成を行う。また、子どもの傷害予防に関するネットワークづくりを推進するための各種活動を行う。今年度は、新たに作成した子どもの傷害予防マイスター養成プログラムを普及させ、子どもの傷害予防に関わる人材を増やす教育活動に取り組む。また、プログラムを受講後に、その効果評価を行うためのシステムを開発し、プログラムの評価を実施可能に、その検証を行う。

（９）小児保健奨励賞 研究活動助成選考委員会

小児保健に関する研究の活性化を目的として、当該年度に日本小児保健研究学会誌上において発表された論文を対象として、1件あたり10万円（毎年2件以内）を助成する。

日本小児保健協会学術集会時総会において、助成対象者（グループ）の表彰を行い、ホームページにて紹介して広く社会に啓発している。

（１０）小児保健奨励賞 実践活動助成選考委員会

小児保健活動の活性化・新しい取り組みの奨励を目的として、過去1年間以上にわたり、実践活動を行い、かつ現在も継続している個人またはグループ（日本小児保健協会の会員）を対象として、1件あたり10万円（毎年2件以内）を助成する。

日本小児保健協会学術集会時総会において、助成対象者（グループ）の表彰を行い、実践活動内容は、ホームページにて紹介して広く社会に啓発している。

（１１）健やか親子21・成育医療等基本方針推進委員会

当委員会は、成育基本法およびこども基本法の理念を専門的に支え、健やか親子21（国民運動）の中核的専門団体として、社会全体で子ども・家庭を支える体制づくりの推進に寄与する役割を担う。今年度は、全国で制度導入が進む5歳児健診において、子どもの well-being に資する啓発事項に係る提言を取りまとめる。

あわせて、「第73回日本小児保健協会学術集会」および「第85回日本公衆衛生学会総会」にお

いてシンポジウム等を企画・実施し、関係する多職種との意見交換を通じて、対応に向けた機運醸成を図る。

(12) 教育委員会

【目的】小児保健に関する啓発や教育活動を通じて、小児保健の質を向上させ、地域社会や医療現場での実践力を強化する。

【方法】

1. 講習会・研修会の企画・実施

小児保健に関する知識と技術の普及を目的として講習会や研修会を企画・運営する。

＜2026年度の主な予定＞

- ・第42回小児保健セミナー
- ・第11回多職種のための乳幼児健診の研修会
- ・第10回多職種のための発達障害の研修会

2. オンデマンド配信

現在、講習会はすべてオンラインによるライブ形式で開催しているが、受講者からのオンデマンド配信の要望に応じてオンデマンド配信を導入し、学習機会の拡大を図る。

3. 内容の質の向上

受講者からのフィードバックを含め、委員会内で開催した講習会の内容を検討し、講習会の質の向上を目指す。多職種間の連携強化につながるワークショップや演習等の開催も今後目指してゆきたい。

【効果】受講者が最新の小児保健知識を実践に活かし現場での専門性を高めること、また受講者が得た知識やスキルを地域に還元することで地域社会での小児保健活動が充実することが期待される。オンデマンド配信を行うことで、受講者数を増やすことや受講者の学習効果を高めることが期待される。教育委員会にて継続的に講習会の質の改善を目指すことにより、より効果的に小児保健の教育の機会を提供することが可能となる。

(13) ホームページ・広報委員会

【目的】広報活動を通じて小児保健活動を活性化させる。協会の活動とその意義を広く社会に伝え、会員数の増加につなげる。

【方法】①協会ホームページの改修・更新、②協会メールマガジンの配信（学術集会、セミナー、講習会等の情報、小児保健研究の発行状況等）、③機関誌「小児保健研究」の電子ジャーナルを掲載、④都道府県の小児保健協会活動を支援、⑤e-learningを促進、⑥広報の視点から本協会ミッション・ビジョン・バリューの再確認（これらを踏まえた会員増加のための方策検討）、⑦協会から社会に向けたステイトメントが迅速に出せるような体制整備

【効果】本協会の活動や研究成果がより多くの人々（会員・非会員を含む）に伝わり、小児保健活動全体の質的向上に寄与する。会員数の増加や地方協会の活性化が期待でき、持続的かつ全国的な小児保健推進体制の強化につながる。

(14) 若手による小児保健検討委員会

1) 定例委員会

【目的】本委員会は次の4つの目的を達成するため活動している。①10年後に予測される小児保健上の課題を推測し、その課題に取り組む若手育成、②魅力的な学術集会開催を通じた若手会員の獲得、③多職種で子どもの問題に取り組むこと、④多職種で議論する場の仕組み作りの場。

【方法】小グループを3つ編成し、各グループが目的達成のための活動内容を展開する。定例委員会にて進捗を報告する。また必要に応じて、他の委員会や学会との協働を行う。

【効果】目的達成に向けた活動に取り組むことで、多職種で小児保健上の課題に取り組むことができる若手人材が育つこと、日本小児保健協会の多職種の会員獲得が期待される。

2) 第73回 日本小児保健協会学術集会 市民参加型企画（学会企画）

仮テーマ：「ともに備える・ともに支えるー市民と考える発達障がい児のための災害対応と多職種連携」

【目的】災害時の発達障がい児支援について参加者が共に考えることで、当事者を含む市民や

多職種の視点を取り入れた新しい気づきを得て、今後の具体的な方策や注目すべき点を見出すこと。

参加者： 市民、発達障がいの子どもの育てているご家族、将来の会員となる若手の大学生・大学院生・医療従事者・研究者・子どもの支援に携わる人たち、学会員など。

【内容】療育支援、児童精神の各専門家、当事者家族の講演を受けて、参加者が考えを共有し合うことができる相互交流型企画とする。

留意点：当事者家族の心理的安全に留意して、準備・当日運営・開催後の対応を実施する。保護者である講演者と共に、子どもにも発達段階に応じた説明を実施し、インフォームド・アセントを獲得する。

【効果】わが国における重要な小児保健的課題に焦点を当てることで、学会での知見を市民を含めて社会に還元していく一助となる。若手委員会の活動について、広く周知することが可能となる。

3) 小児保健協会の活動増に向けた取り組み

【目的】本協会に関心を向ける者（若手および多職種に渡って）を増加させること。

【方法】小児保健協会の会員増の取り組みについて、理事長およびホームページ・広報委員会と協働して定例会議（月1回程度）を実施し、必要な活動を検討・実施している。

4) 大人のための見学ツアー（ホームページ・広報委員会との会員増を目的とした協働）

2026年6月～2027年3月のいずれか

参加者数：各回30名程度

【目的】小児保健協会の活動がより活発となることを目指し、本協会に関心を向ける者（若手および多職種に渡って）を増加させること。

【方法】小児保健協会の本協会に関心を向ける会員を増やす取り組みについて、理事長およびホームページ・広報委員会と協働して定例会議（月1回程度）を実施し、必要な活動を検討・実施している。その中で発案された若手委員会の企画として「小児保健への理解を深める大人の見学ツアー」を申請する。パイロット的開催を委員の機縁施設等で実施後、年に数回の本ツアーを行うことを想定している。

【効果】小児保健協会のブランディングを明確にするとともに、本協会への関心を抱くきっかけおよび、本協会の活動継続へのモチベーションを向上させること。

（15）倫理委員会

人を対象とする医学の研究及び医療行為等について、ヘルシンキ宣言、その他の指針、法令等の趣旨に沿った倫理的配慮を図る。日本小児保健協会の会員、特に所属組織に倫理委員会を持たない会員あるいは個人会員が行うヒトを対象とする研究に対して倫理的側面から審査、助言を行う。申請依頼に応じてオンライン委員会を開催し、審査結果を公表する。倫理申請に応じて適宜開催する。また会長の諮問に応じ、当協会の活動に対する倫理的なアドバイスをを行う。

（16）COI（利益相反）委員会

これまで当協会では利益相反の開示については開示基準等が個々に運用されていた。これを整理・検討した上で新たな規則を制定することが理事会で決定されたことを受け、令和4（2022）年度から、新たな外部委員を含む利益相反委員会を組織する。当会の利益相反に関する管理・運営を行うとともに、当学会活動における利益相反の在り方を検討する。

（17）1か月児・5歳児健診推進委員会（アドホック）

1か月児健診・5歳児健康診査（健診）に対する国庫補助が開始され、実施する自治体は増加してきているが、健診の実務者に関する情報は十分とは言えない。本委員会は多くの自治体でこれらの新規健診を導入する、もしくは質を向上させる為に必要な情報を提供し、全国でこれらの健診が広く実施されることを目的とした活動を行う。

4. 日本小児連絡協議会合同委員会活動（日本小児保健協会担当）

（1）小児科と小児歯科の保健検討委員会

【目的】離乳食をめぐる、進め方や安全性、発達への影響などに関して様々な課題が指摘されている一方、専門職による正確な知識が十分に周知されているとは言えない。そこで、一

般の方にも理解しやすい表現を用いて、離乳食に関する正しい情報をわかりやすく発信することにより、保護者の不安軽減と適切な実践を支援し、子育て支援に寄与することを目的とする。

【方法】本事業で作成した内容を、日本小児保健協会ホームページにWeb掲載するとともに、関連する他学会のホームページ等を通じて広く広報を行う。また、要点を簡潔にまとめたパンフレットを作成し、多くの方の目に触れやすい形で配布する。さらに、学会におけるシンポジウムでの発表や、市民公開講座の開催についても検討する。

【効果】離乳食の進め方、食物アレルギーへの配慮、窒息・誤嚥の防止、口腔機能の発達といった内容に加え、心身の成長や親子関係の構築といった視点も含めて情報提供を行うことで、保護者の理解を深め、子どもの心身の健全な発達を支援するとともに、広く子育て支援に貢献できると考えられる。

（２）発達障害への対応委員会

発達障害に関する最新の情報が小児保健や成育医療に携わるすべての専門家に共有されるように、かつ一般社会にも正しい理解が根づくように、これまでの情報収集活動を継続するとともに、さらに対外的な発信を行いたい。小児科医向け研修会や多職種のための発達障害研修会への講師派遣等の協力、他学会との連携、市民公開講座の開催を目指す。

（３）すこやかな人生を送る礎となる“こども世代からの生活習慣”を検証する委員会（旧「子どもとICT、子どもたちの健やかな成長を願って」委員会）

子供の生活全体を幅広くとらえて、日本の社会が、心身ともに健康で前向きな人生を送ることができるような大人の集団であるべく現状の理解の上にたった提言につなげていく。これまでの委員会テーマ「デジタル社会への子育てへの警鐘（過度のSNS依存）」に加えて、こども世代の薬物依存や喫煙、などの諸問題に取り組む。学術集会でシンポジウムないしは座談会を企画。

（４）健康診査委員会

【背景】乳幼児健康診査（以下、「乳幼児健診」）事業は、母子健康手帳と共に我が国の母子保健事業の根幹となる重要な事業である。疾病構造の変化や社会構造の変化により、乳幼児健診に求められるニーズが疾病の早期スクリーニングから、成長・発達の評価や支援、育児に関する専門的なアドバイスや多職種による支援へと広がっている。また乳幼児健診データの利活用やデジタル化の推進も重要な課題となっている。さらに2024年度から、1か月児健診と5歳児健診への公費助成が開始されており、各自治体での実施体制整備のための支援が求められている。

【目的】社会的ニーズに則した乳幼児健診の実施を支援する

【方法】

- 1) 標準的な乳幼児健診実施のための教育活動を継続する
- 2) 乳幼児健診での診察項目および評価方法の標準化をすすめる
- 3) 乳幼児健診の健診実施支援ツールの充実を図る
- 4) 乳幼児健診情報のデジタル化に向け、健診情報の利活用の方法を検討する

【効果】

1) 「乳幼児健診を中心とする小児科医のための研修会」を継続して開催し、参加者アンケートを集計・分析して研修会内容を更新することにより、標準化された乳幼児健診のさらなる普及を図る。また、若手小児科医に向けた乳幼児健診に関する教育機会の提供方法について検討する。2) 「乳幼児健康診査身体診察マニュアル」に基づき、健診項目および評価方法の標準化を進めるとともに、健診精度の評価方法について検討する。3) 乳幼児健診の実施支援に有用な支援ツールを充実させることにより、若手小児科医や小児を専門としない医師であっても、一定の質を担保した乳幼児健診を実施し、発達評価や育児に関する助言を行うことが可能となる。4) 乳幼児健診の問診項目および診察項目の標準化をすすめることにより、乳幼児健診情

報の利活用が促進され、今後のデジタル化の基盤整備につながることが期待される。

カ．その他の事業

1．後援事業

団体等が主催する研修会、セミナー等各種行事について、本協会の目的と密接に関連し、また積極的に後援する必要性が認められる場合、主催者からの申請に対し、本協会後援の名義使用を許諾する。

2．協会活動

（１）協会活動助成

1) 研究助成

小児保健に関する研究の活性化を目的として、日本小児保健協会機関誌「小児保健研究」誌上において発表された論文の中から、選考委員会による選考を行い、理事会での承認を得て助成論文を決定する。令和8（2026）年度は、「小児保健研究」（第85巻1号～第85巻6号、令和8（2026）年1月～12月発行号）に掲載された論文を選考対象とする。

2) 実践活動助成

小児保健活動の活性化・新しい取り組みの奨励を目的として、過去1年間以上にわたり、実践活動を行い、かつ現在も継続している個人またはグループ（日本小児保健協会の会員）を対象として、1件あたり10万円（毎年2件以内）を助成する。小児保健・母子愛育会賞選考委員会はオンライン審議で開催予定。助成対象者（グループ）は、日本小児保健協会学術集会時総会に表彰を行い、活動内容はホームページにて紹介し、広く社会に啓発している。

3．都道府県研修会小児保健振興事業

都道府県日本小児保健協会・ブロック集会等が、研修会・講演会を開催するに当たり、財政的支援が必要な場合に、申請を受け、審査の上、上限を10万円として補助を行っている。募集期間は前期と後期の年間2回。各団体からの申請回数は年間1回とする。開催延期や中止等の変更が生じた場合には、変更届の提出を求めて助成金支出に関する対応を行っている。また、事業終了後は報告書の提出を求めており、終了後に発生した余剰金については返納を要する。

4．震災対策事業

日本小児医療保健協議会が行う震災対策の中において、子どもに生じる様々な心身の健康問題に対する予防や中長期的な支援等について取り組む体制を検討する。災害時の事業としては急性期の活動に関する検討や対応が主となるが、当協会では、災害後の保健に関する活動、中長期的な子どもの健康被害の予防やケアなどについて検討を行う。

令和 8（2026）年度
予 算 書

自 令和 8（2026）年 4 月 1 日
至 令和 9（2027）年 3 月 31 日

令和8(2026)年度予算書(前年比)

(令和8(2026)年4月1日～令和9(2027)年3月31日)

公益社団法人 日本小児保健協会

(単位:円)

収入の部

	予算額 今年度	予算額 前年度	増 減
1 特定資産運用収益			
(1) 特定資産受取利息	0	0	0
2 会費収入			
(1)会費収入	28,683,300	29,428,000	-744,700
3 事業収益			
(1)学術集会収益	18,808,000	22,314,000	-3,506,000
(2)投稿料収益	2,000,000	2,000,000	0
(3)受講料収益	3,480,000	5,360,000	-1,880,000
4 受取補助金等			
(1)受取民間補助金	150,000	150,000	0
(2)助成金等		0	0
5 雑収入			
(1)雑収入	300,000	300,000	0
(2)寄附金		0	0
収入合計①	53,421,300	59,552,000	-6,130,700

支出の部

	予算額 今年度	予算額 前年度	増 減
1 事業費			
(1)学術集会費	20,808,000	24,314,000	-3,506,000
(2)会誌発行費	9,203,000	8,160,000	1,043,000
(3)講師謝礼	2,715,000	3,125,000	-410,000
(4)原稿料	400,000	400,000	0
(5)調査研究費	0	0	0
(6)HP経費	2,625,960	1,935,960	690,000
(7)小児保健奨励賞	400,000	400,000	0
(8)都道府県研修会小児保健奨励事業	4,700,000	4,700,000	0
(9)日本小児連絡協議会	0	0	0
(10)人件費	7,066,000	8,625,000	-1,559,000
(11)厚生費	900,000	1,067,400	-167,400
(12)役員報酬	90,000	90,000	0
(13)会議費	389,655	459,605	-69,950
(14)印刷費	2,252,050	2,520,750	-268,700
(15)通信運搬費	1,931,900	3,125,740	-1,193,840
(16)旅費交通費	2,833,250	2,855,050	-21,800
(17)消耗品費	91,800	91,800	0
(18)事務用品費	47,000	42,500	4,500
(19)備品費	313,650	313,650	0
(20)事務機リース料	663,750	663,750	0
(21)家賃(光熱水料費を含む)	3,045,015	3,045,015	0
(22)修繕費	60,000	60,000	0
(23)会場借料	652,300	221,000	431,300
(24)関係団体分担費	92,000	92,000	0
(25)啓発雑貨製作費	0	850,000	-850,000
(26)雑費	0	0	0
事業費合計	61,280,330	67,158,220	-5,877,890
2 管理費			
(1)選挙費	763,000	1,740,000	-977,000
(2)年会費請求費	741,000	633,000	108,000
(3)人件費	600,000	875,000	-275,000
(4)厚生費	100,000	118,600	-18,600
(5)役員報酬	10,000	10,000	0
(6)会議費	12,495	12,495	0
(7)印刷費	85,950	85,950	0
(8)通信運搬費	71,100	71,100	0
(9)旅費交通費	180,750	180,750	0
(10)消耗品費	16,200	16,200	0
(11)事務用品費	7,500	7,500	0
(12)備品費	55,350	55,350	0
(13)事務機リース料	221,250	221,250	0
(14)家賃(光熱水料費を含む)	1,015,005	1,015,005	0
(15)修繕費	20,000	20,000	0
(16)会場借料	200,000	200,000	0
(17)郵便振込手数料負担金	60,000	60,000	0
(18)顧問料	1,135,000	1,135,000	0
(19)慶弔費	20,000	20,000	0
(20)蔵敷料	21,120	21,120	0
(21)雑費	65,000	65,000	0
管理費小計	5,400,720	6,563,320	-1,162,600
事業費+管理費合計②	66,681,050	73,721,540	-7,040,490
事業活動収支差額①-②	-13,259,750	-14,169,540	909,790

令和8(2026)年度予算書(公益・法人内訳)
(令和8(2026)年4月1日～令和9(2027)年3月31日)

公益社団法人 日本小児保健協会
(単位:円)

収入の部

	公益事業会計	法人会計	予算合計
1 特定資産運用収益			
(1) 特定資産受取利息	0	0	0
2 会費収入			
(1)会費収入	20,078,310	8,604,990	28,683,300
3 事業収益			
(1)学術集会収益	18,808,000	0	18,808,000
(2)投稿料収益	2,000,000	0	2,000,000
(3)受講料収益	3,480,000	0	3,480,000
4 受取補助金等			
(1)受取民間補助金	150,000	0	150,000
(2)助成金等	0	0	0
5 雑収入			
(1)雑収入	300,000		300,000
(2)寄附金	0	0	
収入合計①	44,816,310	8,604,990	53,421,300

支出の部

	公益事業会計	法人会計	予算合計
1 事業費			
(1)学術集会費	20,808,000	0	20,808,000
(2)会誌発行費	9,203,000	0	9,203,000
(3)講師謝礼	2,715,000	0	2,715,000
(4)原稿料	400,000	0	400,000
(5)調査研究費	0	0	0
(6)HP経費	2,625,960	0	2,625,960
(7)小児保健奨励賞	400,000	0	400,000
(8)都道府県研修会小児保健奨励賞	4,700,000	0	4,700,000
(9)日本小児連絡協議会	0	0	0
(10)人件費	7,066,000	0	7,066,000
(11)厚生費	900,000	0	900,000
(12)役員報酬	90,000	0	90,000
(13)会議費	389,655	0	389,655
(14)印刷費	2,252,050	0	2,252,050
(15)通信運搬費	1,931,900	0	1,931,900
(16)旅費交通費	2,833,250	0	2,833,250
(17)消耗品費	91,800	0	91,800
(18)事務用品費	47,000	0	47,000
(19)備品費	313,650	0	313,650
(20)事務機リース料	663,750	0	663,750
(21)家賃(光熱水料費を含む)	3,045,015	0	3,045,015
(22)修繕費	60,000	0	60,000
(23)セミナー会場借料	652,300	0	652,300
(24)関係団体分担費	92,000	0	92,000
(25)啓発雑貨製作費	0	0	0
(26)雑費	0	0	0
事業費合計	61,280,330	0	61,280,330
2 管理費			
(1)選挙費	0	763,000	763,000
(2)年会費請求費	0	741,000	741,000
(3)人件費	0	600,000	600,000
(4)厚生費	0	100,000	100,000
(5)役員報酬	0	10,000	10,000
(6)会議費	0	12,495	12,495
(7)印刷費	0	85,950	85,950
(8)通信運搬費	0	71,100	71,100
(9)旅費交通費	0	180,750	180,750
(10)消耗品費	0	16,200	16,200
(11)事務用品費	0	7,500	7,500
(12)備品費	0	55,350	55,350
(13)事務機リース料	0	221,250	221,250
(14)家賃(光熱水料費を含む)	0	1,015,005	1,015,005
(15)修繕費	0	20,000	20,000
(16)会場借料	0	200,000	200,000
(17)郵便振込手数料負担金	0	60,000	60,000
(18)顧問料	0	1,135,000	1,135,000
(19)慶弔費	0	20,000	20,000
(20)藏敷料	0	21,120	21,120
(21)雑費	0	65,000	65,000
管理費小計	0	5,400,720	5,400,720
事業費+管理費合計②	61,280,330	5,400,720	66,681,050
事業活動収支差額①-②	-16,464,020	3,204,270	-13,259,750

令和8(2026)年度予算書(内訳)
(令和8(2026)年4月1日～令和9(2027)年3月31日)

公益社団法人 日本小児保健協会
(単位:円)

収入の部

1 特定資産運用収益				
(1) 特定資産受取利息	公益	0		
2 会費収入				
(1) 会費収入	公益	20,078,310	会員数(令和8年2月12日現在をもとに計上)	公益 70.00%
	法人	8,604,990	会員数(令和8年2月12日現在をもとに計上)	法人 30.00%
3 事業収益				
(1) 学術集会	公益	18,808,000	≪第73回学術集会≫ 参加費収入、広告関係費、商業展示出展料、共催セミナー、寄附金・助成金	
(2) 投稿料	公益	2,000,000	論文掲載料	
(3) 受講料	公益	3,480,000	小児救急電話相談スキルアップ研修会、多職種のための発達障害の研修会、多職種のための乳幼児健診講習会、乳幼児健診を中心とする小児科医のための研修会(健康診査委員会研修会2021年度～協会担当での開催開始)、小児保健セミナー	
4 受取補助金等				
(1) 受取民間補助金	公益	150,000	著作物使用料	
(2) 助成金等	公益	0		
5 雑収入				
(1) 雑収入	公益	300,000	コンビニ収納手数料	
(2) 寄附金	公益	0		
収入合計		53,421,300		

支出の部

事業費				
(1)学術集會費	公益	20,808,000	≪第73回学術集会≫ 事前準備関係費、当日運営関係費、事後処理費、予備費、消費税等、日本小児保健協会拠出金200万円	
(2)会誌発行費	公益	9,203,000	「小児保健研究」年間6回発行(編集委託費、学術集会講演集封入発送作業費用等)	
(3)講師謝礼	公益	2,715,000	セミナー、研修会等(謝金・日当)	
(4)原稿料	公益	400,000	「小児保健研究」総説、視点、提言原稿執筆謝金	
(5)調査研究費	公益	0	委員会での調査費用	
(6)HP経費	公益	2,625,960	HP保守料12か月、「小児保健研究」電子ジャーナル掲載運用費、ホームページ修正費用等、会員ID・パスワード発行システム仕様調整費用等	
(7)小児保健奨励賞	公益	400,000	研究助成@100,000円X2論文、実践活動助成@100,000円×2事業	
(8)都道府県研修会小児保健奨励	公益	4,700,000	地方講演会開催助成金等 @10万円上限×47都道府県	
(9)日本小児連絡協議会	公益	0	日本小児科連絡協議会関係費(令和5年度は当協会が四者協事務局担当、会議室借料等)	
(10)人件費	公益	7,066,000	セミナー、講習会等人件費、事務局職員給与、社会保険料(健康保険・厚生年金・雇用保険)、労働保険料	公益 90%
(11)厚生費	公益	900,000	厚生費、健康診断	公益 90%
(12)役員報酬	公益	90,000	役員報酬に関する規程に記載される監事に対する報酬費用として	公益 90%
(13)会議費	公益	389,655	各委員会弁当、お茶等(人数分×回数)	公益 85%
(14)印刷費	公益	2,252,050	学術集会講演集、委員会・研修会等資料、等	公益 85%
(15)通信運搬費	公益	1,931,900	学術集会講演集、委員会・研修会開催等の事業関連の通信・送達費	公益 85%
(16)旅費交通費	公益	2,833,250	委員会・研修会、その他会議等	公益 85%
(17)消耗品費	公益	91,800	事務局飲用水サーバー使用料、来客用お茶等、事務局衛生管理消耗品等	公益 85%
(18)事務用品費	公益	47,000	事務用品費	公益 85%
(19)備品費	公益	313,650	OAサポート費用、弥生会計サポート登録、ドメイン使用料、サーバー使用料、複合機保守	公益 85%
(20)事務機リース料	公益	663,750	PC3台、複合機、電話機、セキュリティシステムUTM、事務局携帯電話(出張時使用)	公益 75%
(21)家賃(光熱水料費を含む)	公益	3,045,015	家賃、光熱費	公益 75%
(22)修繕費	公益	60,000	事務局オフィス蛍光灯交換、エアコン清掃費用等	公益 75%
(23)会場借料	公益	652,300	委員会・研修会開催等会場費	
(24)関係団体分担費	公益	92,000	関係団体金費等(母子保健推進協議会、予防接種推進専門協議会分担金等)	
(25)寄附雑貨製作費	公益	0	傷害予防教育委員会による教育資料作成委託費等	
(26)雑費	公益	0	火災保険、証明書類等取得費用、事業系有料ごみ処理券	
事業費支出合計		61,280,330		

管理費

(1)選挙費	法人	763,000	代議員および役員改選に伴う手続費用等	
(2)年会費請求費	法人	741,000	新年度年会費請求書印刷およびコンビニ収納契約金、年2回末納督促請求書発送	
(3)人件費	法人	600,000	事務局職員給与(令和7年度新規職員1名採用)、社会保険料(健康保険・厚生年金・雇用保険)、労働保険料	法人 10%
(4)厚生費	法人	100,000	厚生費、健康診断	法人 10%
(5)役員報酬	法人	10,000	役員報酬に関する規程に記載される監事に対する報酬費用として(役員は無報酬。ただし、決算監査1回について10万円を限度に支給することができる(定款))	法人 10%
(6)会議費	法人	12,495	常任理事会、理事会、総会	法人 15%
(7)印刷費	法人	85,950	常任理事会、理事会、総会の資料作成費、協会封筒作成費 ※年会費請求封筒(窓付き封筒)は(2)年会費請求費として別途計上	法人 15%
(8)通信運搬費	法人	71,100	郵便(管理費郵送料)、ヤマト・佐川急便、NTT、理事会・総会(開催案内、出欠返信、議案送付等) ※年会費請求送達費は(2)年会費請求費として別途計上	法人 15%
(9)旅費交通費	法人	180,750	常任理事会、理事会(総会開催時を除く)、財務打合せ、事務局職員交通費等。(関東近県一律2,000円、遠方実費、宿泊代一律14,000円)	法人 15%
(10)消耗品費	法人	16,200	事務局飲用水サーバー使用料、来客用お茶等、事務局マット(ダスキン)、事務局衛生管理消耗品(洗剤、掃除用具等)等	法人 15%
(11)事務用品費	法人	7,500	事務用品費	法人 15%
(12)備品費	法人	55,350	OAサポート費用、弥生会計サポート登録、ドメイン使用料、サーバー使用料、複合機保守	法人 15%
(13)事務機リース料	法人	221,250	PC3台、複合機、電話機、セキュリティシステムUTM、事務局携帯電話(出張時使用)	法人 25%
(14)家賃(光熱水料費を含む)	法人	1,015,005	家賃、光熱費	法人 25%
(15)修繕費	法人	20,000	事務局オフィス蛍光灯交換、エアコン清掃費用等	法人 25%
(16)会場借料	法人	200,000	理事会、総会会場費	
(17)郵便振込手数料負担金	法人	60,000	振り込み手数料、みずほネットバンク月額料	
(18)顧問料	法人	1,135,000	会計事務所顧問料、決算費用、年末調整等費用	
(19)慶弔費	法人	20,000	弔電等	
(20)倉庫保管費(蔵敷料)	法人	21,120	過去書類の倉庫保管費	
(21)雑費	法人	65,000	火災保険、証明書類等取得費用、事業系有料ごみ処理券	
管理費支出合計		5,400,720		

事業費支出+管理費支出 66,681,050

収入-支出 -13,259,750

令和8(2026)年度 資金調達及び設備投資の見込みについて
(令和8(2026)年4月1日～令和9(2027)年3月31日)

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無と、借入れ予定がある場合はその借入先等。

借入れの予定		☐ あり	☒ なし
事業番号	借入先	金額	使途

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無と、設備投資の予定がある場合はその内容等。

設備投資の予定			☐ あり	☒ なし
事業番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法又は取得資金の使途	

報告事項 3

令和 7（2025）年度事業報告書

公益社団法人 日本小児保健協会

I. 法人の概況

[目 的]

本公益社団法人は、小児保健の進歩・発展を図り、もって人類・社会の福祉に貢献することを目的とする。

[事 業]

(ア) 学術集会の開催〔第 1 号事業〕

(イ) 機関誌及び図書などの刊行〔第 2 号事業〕

(ウ) 各種の学術的調査研究〔第 3 号事業〕

(エ) 各種の研修〔第 4 号事業〕

(オ) 小児を取り巻く保健、医療、教育、福祉など社会一般への啓発並びに普及活動、本会の活動や小児保健全般に関わる意見聴取（パブリック・コメント）〔第 5 号事業〕

(カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

[会員の状況]

	令和 5（2023）年度末 （令和 6 年 3 月 31 日現在）	令和 6（2024）年度末 （令和 7 年 3 月 31 日現在）	令和 7（2025）年度末 （令和 8 年 3 月 31 日現在）
個人会員	2,875 名	2,790 名	2,689 名
団体会員	113 団体	107 団体	100 団体
賛助会員	8 社	8 社	8 社

＊令和 7（2025）年度末における会費滞納者（個人会員 66 名）を定款第 3 章第 12 条に基づき退会（会員資格の喪失）とした（令和 8（2026）年 3 月 31 日付）。

令和 7（2025）年度 個人会員入退会者数および職種別内訳 ※再入会含む。
（令和 8（2026）年 3 月 31 日現在）

種 別	新入会員	退会会員	令和 7 年度末会員
小児科医師	42 名	79 名	1,047 名
その他の医師	0 名	6 名	50 名
歯科医師	4 名	4 名	85 名
保健師	6 名	18 名	84 名
助産師	2 名	5 名	46 名
看護師	11 名	41 名	275 名
看護教諭	0 名	3 名	28 名
栄養士	3 名	3 名	19 名
養護教諭	0 名	0 名	0 名
保育士	0 名	3 名	16 名
教職・研究職	28 名	79 名	801 名
学生・大学院生	6 名	6 名	53 名
その他の職種	9 名	30 名	139 名
合 計	111 名	277 名	2,689 名

[人事について]

1. 令和7(2025)年度名誉会員

理事会より総会へ推挙し、承認を得て決定した。 ※50音順

鈴木 順造 氏(福島県)

高崎 好生 氏(福岡県)

Ⅱ. 事業の概況

Ⅱ-1. 事業の実施状況

ア. 日本小児保健協会学術集会の開催〔第1号事業〕

第72回(令和7(2025)年度)日本小児保健協会学術集会

会頭: 越田 理恵(金沢市福祉健康局 担当局長 兼 保健所長)

会期: 会場開催/令和7(2025)年6月27日(金)~6月29日(日)

オンデマンド配信/会頭講演、基調講演、特別講演、教育講演、シンポジウム、セミナーについては、令和7(2025)年7月22日(火)~8月22日(金)で配信

場所: 石川県立音楽堂、金沢市アートホール、金沢駅東もてなしドーム地下イベント広場+オンデマンド配信

テーマ: こどもたちに夢と希望を贈る「子育て文化」の創造

参加者: 全登録者数 1,094名、懇親会参加者 68名

イ. 機関誌及び図書などの刊行〔第2号事業〕

1. 『小児保健研究』の発行

協会機関紙『小児保健研究』電子ジャーナルとしてホームページに掲載した(年6回奇数月月末発行)。会員は最新号までの閲覧が可能。発刊後6ヶ月を経過した巻号については、一般に向けて公開し閲覧可能としている。令和7(2025)年度は、第84巻3号~第85巻2号(令和7(2025)年5月末日発行号~令和8(2026)年3月31日発行号)を刊行した。学術集会講演集を年間1回冊子により発行(5月末日発行、3,550部)。

2. ホームページ・メールマガジン・公式LINEによる情報発信

協会ホームページおよびメールマガジン、LINE公式アカウントにより、オンラインジャーナル発行や学術集会を含む協会研修会等の開催告知、国や自治体の小児保健に関する情報等の発信を行った。メールマガジンはvol.394~vol.415を発信した。令和5(2023)年度より、LINE公式アカウントを取得し、メールマガジンと並行して情報発信を開始した。

3. E-ラーニング

会員向けのサービスの充実のために、E-ラーニングを導入し、会員専用で、協会活動で配信された動画や学術集会の教育講演、各委員会の主催セミナー、各委員会が作成した動画を閲覧できるよう、提供方法の調整とコンテンツの収集を行った。

ウ. 学術的調査研究〔第3号事業〕

1. 乳幼児身体発育調査分析報告〔発育委員会〕

第72回の学術集会で、栄養委員会と合同で「成長曲線を活用して小児の発育と栄養を究めよう!」という合同シンポジウムを行い、令和5年乳幼児発育調査結果の概要、発育曲線の啓発、乳幼児期の栄養の議論を行った。シンポジウムを通じて、改めて国際的に小児の肥満の体格指数として用いられるBMIの普及が必要であることが認識されたため、普及に必要な学術的基盤を検討する予定である。

2. 幼児健康度調査〔幼児健康度調査委員会担当〕

幼児健康度調査は昭和55(1980)年度第1回から10年毎に継続的に行っており、直近の第5回調査は、令和3(2021)年度にオンライン調査により実施にした。令和7年度は、この第5回調査

と、それまでに得られた結果を分析し、その分析結果を学術雑誌に投稿する作業に取り組んだ。同時に、次期調査に向けた準備として、過去の幼児健康度調査の調査項目の比較検討を開始した。今後は、次期調査の調査項目の検討に向けて、比較検討から明らかになった課題について、その内容の整理を進める予定である。

エ. セミナー・研修会の開催〔第4号事業〕

1. 令和7(2025)年度子ども救急電話相談研修会〔小児救急の社会的サポートに関する検討委員会担当〕

〈ベーシックコース〉

令和7(2025)年9月6日(土)にオンラインで開催し、38名の参加を得た。研修会では電話相談の意義と役割について解説し参加者の理解を深めた。終了後のアンケートでは、参加者から肯定的な評価が得られた。

2. 第13回傷害予防教育セミナー〔傷害予防教育委員会担当〕

本セミナーは、平成25(2013)年から毎年開催しており、今回で13回目を迎えた。

日時：令和7(2025)年6月27日(金)

会場：石川県立音楽堂 第3会場

(第72回日本小児保健協会学術集会会期中)

参加費：無料(ただし、第72回学術集会への参加登録が必要。)

講師：こどもの傷害を減らすための都立小児での取り組み(東京都立小児総合医療センター 岸部峻)、子どもの傷害予防教育と地域看護の関わり(東京大学大学院医学系研究科 本田千可子)、科学的な傷害予防の実践と最新教材紹介(産業技術総合研究所 北村光司)、傷害予防ワークショップ・交流会(産業技術総合研究所 大野美喜子)

3. 第9回多職種のための投稿論文書き方セミナー〔編集委員会担当〕

これから投稿論文を執筆する医師、看護師、保健師などのコメディカルをはじめ、保育、福祉、教育、行政など多職種に向けた投稿論文の書き方のセミナーを開催した。

日時：令和7(2024)年6月29日(土)

会場：石川県立音楽堂(第72回日本小児保健協会学術集会会期中)

参加者：現地参加者数63名(予約者41名、当日参加22名)

参加費：無料

4. 第10回多職種のための乳幼児健診講習会(Web開催)〔教育委員会担当〕

5歳児健診が国の補助事業対象となり、全国で地域の実情に応じた取り組みが進められている。5歳児健診では、発達・行動面の評価に加え、生活習慣について話題にし、適切な助言を行うことが求められる。このため本講習会では、5歳児健診で活用できる生活習慣支援をテーマとし、食事、睡眠、遊び、メディア、口腔衛生の各分野について専門家による講演で構成した。参加者への事後アンケートでは、開催形式および各講演内容について概ね高い評価が得られた。また、オンデマンド配信を希望する意見が多く寄せられたことから、今後もオンデマンド配信体制の整備について検討を継続する。

日時：令和6(2026)年2月1日(日)

テーマ：始めていますか？5歳児健診～生活習慣の指導と支援～

参加費：会員3,000円、非会員/医師・歯科医師6,000円、非会員/医師・歯科医師以外3,000円

会場：Webライブ開催

参加者：105名

取得単位：なし

5. 多職種のための発達障害の研修会(Web開催)〔教育委員会担当〕

令和7(2025)年度は、開催予定であった同時期に日本小児医療保健協議会(四者協)発達障害

への対応委員会主催の市民公開講座が予定されていたことを踏まえ、開催を見送った。令和 8(2025)年度は 8 月に開催予定である。

オ. 小児を取り巻く保健、医療、教育、福祉など社会一般への啓発並びに普及活動〔第 5 号事業〕

1. 第 41 回小児保健セミナー (Web 開催)〔教育委員会担当〕

母子保健行政の最新動向に加え、子どもの移行期を切れ目なく支える支援をテーマとして、保護者のウェルビーイングおよび多職種連携の視点から企画した。具体的には、行政の動向、養育者支援、幼保小移行期における食支援、医療的ケア児の就学支援など、医療・保健・福祉・教育にまたがる多職種の視点から講演を構成し、幅広い職種が参加しやすい内容とした。参加者は 75 名、アンケート回答率は 56%であった。開催時期や全体の時間は概ね適切と評価され、講演内容についても理解度・有用性ともに良好な評価が得られた。今後取り上げてほしいテーマとして、移行期支援のさらなる展開 (学童期以降、成人期)、思春期の心身の問題や性教育、睡眠、発達障害などが挙げられた。また、オンデマンド配信やハイブリッド開催を希望する意見も一定数認められた。講演中に一部通信トラブルが発生したことを踏まえ、緊急時対応フローの明確化を図るとともに、申込・決済方法の効率化など、運営体制のさらなる改善が課題として挙げられた。

日時：令和 7 (2025) 年 11 月 16 日 (日)

テーマ：子どもの移行期を切れ目なく支える～保護者ウェルビーイングと多職種の連携実践～

参加者：75 名

参加費：会員 3,000 円、非会員/医師・歯科医師 6,000 円、非会員/医師・歯科医師以外 3,000 円

取得単位：なし

会場：Web ライブ開催

※講演の内容を、機関誌『小児保健研究』第 85 巻 3 号に掲載予定。

2. 委員会事業

(1) 発育委員会

委員会の所掌を厚生労働省乳幼児身体発育調査の円滑な実施と調査結果の学術的活用に関する議論と活動を行うこととしている。令和 7 (2025) 年度の学術集会で栄養委員会と合同で「成長曲線を活用して小児の発育と栄養を究めよう！」という合同シンポジウムを行った。乳幼児発育調査結果の概要、発育曲線の啓発、栄養の重要性の議論が行われ、今後もそれらの継続的な議論と実践が必要であると結論された。

また、学会中に対面での委員会を行い、今後も栄養委員会と合同で発育曲線の啓発を進めていくことが確認された。さらに、学校保健委員会などとも合同して切れ目のない成長曲線の活用の啓発が必要と考え、今後検討する予定である。

(2) 幼児健康度調査委員会

幼児健康度調査は昭和 55 (1980) 年度第 1 回から 10 年毎に継続的に行っている。令和 7 (2025) 年度は、第 6 回調査の実施に向けて、過去の調査項目について比較検討の作業を進めた。また、第 5 回調査までの推移に関する分析についての論文を「小児保健研究」で公表した (小児保健研究 2025 ; 84 (5) : 317-326.)。

(3) 予防接種・感染症委員会

1) 予防接種・感染症情報の発信

「感染症・予防接種レター」として、令和 7 (2025) 年度、小児保健研究 (奇数月月末定期発行) の 84 巻 3 号 (レター NO. 第 110 号) から 85 巻 2 号 (第 115 号) に収載し、情報発信を行った。

小児保健研究巻号	発行日 (定期刊行・ 奇数月月末発行)	レター NO.	タイトル	執筆者
----------	---------------------------	---------	------	-----

84-3	令和 7 (2025) 年 5 月 31 日発行号	第 110 号	RS ウイルス母子免疫ワクチン	三沢 あき子
84-4	令和 7 (2025) 年 7 月 31 日発行号	第 111 号	子どもの海外渡航のための感染症 対策について	久保田 恵巳
84-5	令和 7 (2025) 年 9 月 30 日発行号	第 112 号	新生児のエコーウイルス 11 感染 症について	庄司 健介
84-6	令和 7 (2025) 年 11 月 30 日発行号	第 113 号	就学前教育・保育施設における子 どもに関わるおとなの感受性対策 について ～保育現場の看護職か ら～	渡邊 久美
85-1	令和 8 (2026) 年 1 月 31 日発行号	第 114 号	知ってほしい、未就学児施設・福 祉施設が受診を勧める理由 ～福 祉現場の看護職から～	並木 由美江
85-2	令和 8 (2026) 年 3 月 31 日発行号	第 115 号	経鼻弱毒生インフルエンザワクチ ン（フルミスト(R)）の実際と今 後の展望	田中 敏博

2) 百日咳流行を踏まえた予防接種に関する全国自治体アンケート調査

全国 1747 自治体に 74%の回答率で定期予防接種に関するアンケート調査を行い、乳児の定期接種の予診表等の配布時期、配布方法が多様で、かつ出生数によりその傾向が変わる事、また DPT 追加接種に対する助成は 5%に留まり、助成を行っている自治体は全て 500 人未満の自治体に集中するなどの偏りも明らかにした。現在、投稿中である。

3) 医療・福祉・保育・教育に関わる 実習学生のための予防接種の考え方（第 2 版）の公表

医療・福祉・保育・教育の分野に入学した学生等は在学中に関連機関で実習を受けることが義務づけられている。実習に関わる会員が多く在籍している当協会では、「医療・福祉・保育・教育に関わる 実習学生のための予防接種の考え方」を 2018 年 8 月に作成し公開した。その後、予防接種に関わる情報は、年々更新されており、現状にあわせた整合性を図り、改訂し、公表した（令和 8（2026）年 3 月 10 日付）。

4) 保育現場における RS ウイルス感染症の疾病負荷軽減のための RS ウイルス母子免疫ワクチンおよび抗 RS ウイルスヒトモノクローナル抗体製剤の早期定期接種導入に関する要望書 厚生労働省あてに要望書を作成して提出した（令和 7（2025）年 9 月 12 日付）。

5) 予防接種推進専門協議会への出席（毎月 1 回ウェブ開催、日曜日 14－16 時）

本委員会の岡田賢司アドバイザー、多屋馨子アドバイザーが出席した。予防接種推進専門協議会での議事や依頼事項に関する検討や以下の依頼に対応した。

A. 下記の要望書を提出した。

- ① 「RS ウイルス母子免疫ワクチンの早期定期接種化ならびに抗 RS ウイルスヒトモノクローナル抗体製剤を広く提供するための体制整備に関する要望書」を厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長宛に提出（令和 7（2025）年 4 月 7 日）
- ② 「高齢者用肺炎球菌ワクチン PCV21 の早期定期接種導入に関する要望書」を厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長宛に提出（令和 7（2025）年 8 月 25 日）
- ③ 「HPV ワクチンの男性に対する定期接種化に関する要望」を厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長宛に提出（令和 7（2025）年 10 月 1 日）

B. 下記の文書を作成し、ウェブサイト公表した。

- ① 百日咳流行に伴うワクチン接種に関するお願い（令和 7（2025）年 5 月 21 日）。

② HPV ワクチンの定期接種最終学年（高校 1 年相当）に対するリーフレットを活用した周知及び接種の推進について（令和 7（2025）年 9 月 14 日）

③ 2025/26 シーズンにおけるインフルエンザワクチン等の接種に関する考え方（令和 7（2025）年 10 月 23 日）

C. 他機関が作成した下記の情報をウェブサイトで紹介した。

① 日本呼吸器学会、日本感染症学会、日本ワクチン学会が作成した「65 歳以上の皆様と、そのご家族へ。 ～ 高齢者のワクチンについて考えてみませんか？ ～」（令和 7（2025）年 10 月 15 日）

② 日本小児科学会が作成した「乾燥弱毒生麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種率の現状と課題について」（令和 8（2026）年 1 月 19 日）

③ 東京都医師会が作成した「成人のワクチン手帳」についてのお知らせ（令和 8（2026）年 1 月 19 日）

（4）編集委員会

1) 「小児保健研究」電子ジャーナル（6 回/年）を発行した。令和 7（2025）年度は、第 84 巻 3 号（令和 7（2025）年 5 月 31 日発行号）～第 85 巻 2 号（令和 8（2026）年 3 月 31 日発行号）までを刊行した。

2) 「第 72 回日本小児保健協会学術集会講演集」（印刷媒体）を発行した（小児保健研究第 84 巻講演集（令和 7（2025）年 5 月 31 日発行））。

3) 「第 9 回多職種のための投稿論文書き方セミナー」を開催した（令和 7（2025）年 6 月 29 日 第 72 回日本小児保健協会学術集会会期中）。

4) 委員会開催：令和 7（2025）年 4 月 16 日（水）、6 月 29 日（日）、8 月 19 日（火）、10 月 27 日（月）、12 月 8 日（月）、令和 8（2026）年 2 月 27 日（金）。なお、4 月開催分についてはメール審議を、6 月開催分については現地開催とオンライン（Zoom）を併用した審議を、8 月開催分からはオンライン審議を実施した。

（5）栄養委員会

1) 第 72 回小児保健協会学術集会におけるシンポジウム開催

発育委員会と共同で提出した、「成長曲線を活用して小児の発育と栄養を極めよう！」がシンポジウム 6 として採用され、長野栄養委員会委員長が座長を、青木委員、多田委員がシンポジストを担当した。青木委員は、「多職種で行う成長曲線を利用した乳幼児期からの生活習慣病対策」、多田委員は、「乳幼児期における食習慣の形成と栄養・食生活支援」について発表した。

2) 第 72 回小児保健協会学術集会における教育講演

越田会長からの要望により、原担当理事が「小児生活習慣病予防健診の歴史と新しい包括的な予防健診システム」について教育講演を行った。また、本講演内容は小児保健研究の第 85 巻に掲載された。

3) 第 20 回子どもの食育を考えるフォーラムへの協力

令和 8（2026）年 2 月 11 日に対面で行われた表記フォーラム「子どもの成長を支え、次世代につなぐ」において、田久保栄養委員会副委員長がフォーラムの企画に関わった。瀧本委員が「将来をみすえた、学童期からのプレコンセプションケア」について演者として発表した。

4) 第 73 回 小児保健協会学術集会におけるシンポジウムの企画

栄養委員会が提出した「小児期から成人期に繋がる肥満・痩せの問題」がシンポジウム 2 として採用された。住吉担当理事が座長を、原担当理事、花木アドバイザー、多田委員がシンポジストを務める予定である。

5) 委員会の開催

令和 7（2025）年 6 月 28 日（第 72 回学術集会会期中）にハイブリット（対面+Web）で、第 1 回の栄養委員会を開催した。

（６）学校保健委員会

- 1) 「学校医の役割や検診体制の課題を把握するためのアンケート調査」の準備を行った。
- 2) 委員会開催
上記の活動のために、適宜メール会議を実施した。

（７）小児救急の社会的サポートに関する検討委員会

- 1) 令和 7（2025）年 5 月 25 日（日）、8 月 6 日（水）、3 月 8 日（日）に Web で委員会を開催した。その他、コアメンバー会議を数回開催した。
- 2) 委員会では、研修会基礎コースの打ち合わせを実施。さらに、基礎コースは WEB 開催のため、多くの参加者が得られているが、実践コースは東京での 2 日間にわたる対面開催ということもあり、参加者が減少していた。そのため、委員会内で研修の在り方（開催回数・場所・方法）・参加者の拡大の必要性等を含めて見直しを実施した。次年度には、＃8000 事業に携わる人々だけでなく、小児医療に携わる医療者にも参加していただけるように、広報の場を広げること、案内パンフレットを見直しとアドバンスコースの WEB 開催を検討していく予定である。
- 3) 令和 6（2024）年度入札を見送った厚生労働省＃8000 対応者研修事業公募は、令和 8（2026）年度も見送ることにした。令和 7（2025）年度の同事業には、委員の福井と白石が講師として招聘された。

（８）傷害予防教育委員会

第 72 回学術集会会期中の「傷害予防教育セミナー」後に委員会を開催し、セミナーの振り返りを行い、来年度の開催の方向性についての議論を行った。また、今後の傷害予防教育や講座などをどのように普及させるかについて議論を行った。

（９）小児保健奨励賞研究助成選考委員会

令和 7（2025）年度研究助成について、メール審議を行った。選考の結果は、2. 協会活動に記載した。

（１０）小児保健奨励賞実践活動助成選考委員会

令和 7 年（2025 年）度は、小児保健奨励賞実践活動助成選考の実施要領の改訂案を作成し、理事会で承認を得た。また、小児保健奨励賞実践活動助成賞の選考をメール審議にて行なった。

（１１）健やか親子 21・成育医療等基本方針推進委員会（旧：健やか親子 21 対応委員会・子育て包括支援委員会）

- 1) 第 72 回学術集会（2025 年 6 月、金沢）において、当委員会企画のシンポジウム「こどもまんなかの 5 歳児健診を地域実践から考える」を開催した。2028 年度までに全国すべての自治体での実施が求められている 5 歳児健診について、こども家庭庁による総括的な説明の後、先行自治体および準備段階の自治体からの報告に基づき、現状と課題について討論を行った。
- 2) 第 84 回日本公衆衛生学会（2025 年 10 月、静岡）にて、シンポジウム「こどもの育ちの礎“母子保健”」を企画した。国の政策提言（こども大綱、成育医療等基本方針等）の柱である母子保健事業を「育ちの礎」と位置づけ、就学以降の諸課題が、乳幼児期に自治体が培ってきた母子保健事業によって回避できないかを検討した。多くの自治体職員が参加し、活発な議論が行われた。
- 3) 全国の自治体が 5 歳児健診の実践に向けた準備を進めているなか、日本小児保健協会からの提言として、『5 歳児健康診査を活用した「こどもまんなか社会」の実現に向けた啓発の推進 ―こどものウェルビーイング向上と生涯の切れ目ない支援のために―』の策定準備を行った（令和 8 年度早期に発出予定）。
- 4) 第 25 回健やか親子 21 推進本部総会（2025, 11 こども家庭庁主催）にオンライン出席して情報共有を図った。

(12) 教育委員会

多職種による小児保健活動の推進と、ライフコースを見据えた切れ目のない支援の実現を目指し、各種セミナーおよび研修会の企画・運営を行った。令和7(2025)年度は、「多職種のための乳幼児健診講習会」および「小児保健セミナー」を実施し、「多職種のための発達障害の研修会」については他団体事業との調整を踏まえ開催を見送り、次年度に向けて企画を再構築した。各事業に対する参加者アンケートでは、講演内容の理解度・有用性ともに概ね良好な評価が得られ、多職種を対象とした教育ニーズの高さが示された。令和8年(2026)年度は、委員会を原則として3か月ごとに定期開催し、乳幼児健診、発達障害、小児保健に関するセミナー・研修会の継続的な実施を目指す。あわせて、オンデマンド配信体制や運営体制の整備を段階的に進めていく。

(13) ホームページ・広報委員会

協会ホームページの更新および協会メールマガジン、LINE 公式アカウントから会員向けに学術集会、セミナー、講習会等の情報、小児保健研究の発行状況、最新の小児保健関連情報の周知などの情報配信を行った。また、会員増加に向けた学会の在り方及び広報戦略について検討を行った。

(14) 若手による小児保健検討委員会

3つの小グループを主軸として活動を継続し、2025年6月28日、10月7日、2026年1月27日、3月26日に委員会全体での定例会議を開催した。ホームページ・広報委員会と協働し若手会員増加を目指す取り組み、ワーク・ライフバランスに関する調査研究を実施している。

成果としては、委員会で実施した調査「不登校児童生徒への情報通信技術を活用した支援の現状と課題」が、第84巻5号に掲載された。さらに第72回日本小児保健協会学術集会ではシンポジウム「先端技術が拓くこれからの小児保健—物性科学・情報学と医療の共創—」を開催した。小児保健領域外から大阪公立大学大学院情報科学研究科吉田大介氏、高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所本田孝志氏から話題提供を受けた。また小児保健領域での情報通信技術の活用について関西医科大学大町太一氏より紹介を受け、今後の先端技術の活用可能性について検討した。

(15) 1か月児・5歳児健診推進委員会 (アドホック)

2025年5月23日14:00~16:00に「1か月児・5歳児健診研修会」をWeb開催し、その後オンデマンド配信を行った。当日は1,800人以上が視聴し、オンデマンド配信も2,700回以上の再生回数を記録した。2026年度は、健診後のフォローアップに焦点を当てた同様の研修会を企画し、2026年5月22日に実施予定である。

4. 日本小児医療保健協議会 (四者協)

子どもの健康を守り増進することを目的として、日本小児科学会、日本小児保健協会、日本小児科医会、小児外科連絡協議会の四者が協力して取り組むべき課題について検討を行っている。四者が協力してわが国の子どものための医療健康福祉介護保険の諸問題に対し討議し、提言を行い、その実現化を進める牽引役となるための総括的な役割を担うべく活動した。

(1) 日本小児医療保健協議会 (四者協)

以下の日程で開催された。新型コロナウイルスの影響を鑑みWeb開催。

令和7(2025)年(第225回)5月21日(水)、(第226回)7月16日(水)、(第227回)9月17日(水)、(第228回)11月19日(水)、令和8(2026)年(第229回)1月21日(水)、(第230回)3月18日(水)

(2) 日本小児医療保健協議会 (四者協) 合同委員会

1) 小児科と小児歯科の保健検討委員会

本委員会では、今期のテーマを「離乳食」とし、心身の健全な成長発達を育み、安心・安全な食のために小児科、小児歯科、栄養、心理の多職種の視点から有用な情報発信をすべく検討を行った。委員会は、令和7年5月22日、9月4日、11月27日、令和8年2月26日の4回開催し、テーマ

に基づき協議を重ねた。今後は、離乳食期における食べ物と歯、口腔機能、食の安全に関する統一見解をまとめ、より分かりやすい表記および内容としたうえで、WEB での公開および視認性の高いパンフレット（リーフレット）の作成を予定している。

2) 発達障害への対応委員会

発達障害の診療や支援にかかわる問題につき検討するとともに、外部へ発信して問題意識を委員会を越えて共有して課題に取り組む方針で活動を継続している。

令和 7（2025）年度は、第二回市民公開講座開催に向けた議論を重ね、令和 8 年 3 月 20 日に「発達障害の当事者・家族の日常のさまざまな困りごとを考える」をテーマとして、4 つの講演を実施した。また見逃し配信として再配信を 3 月 22 日に行った。

3) すこやかな人生を送る礎となる“こども世代からの生活習慣”を検証する委員会（旧：「子どもと ICT、子どもたちの健やかな成長を願って」委員会）

『子どもと ICT の問題についての提言』（2015 年 1 月発表）に基づき、スマートフォン等の ICT 端末の過剰利用が子どもの健康に及ぼす影響について、社会へのさらなる普及・啓発に取り組むべく、四社協において活動を継続してきた。

第 72 回学術集会（2025 年 6 月、金沢）では、委員会企画によるシンポジウム「デジタル社会の子育て・子育て」を開催した。開催に先立ち、小児科医、精神科医、研究者ら 4 名のシンポジストと座長を交え、リモートによる事前情報共有を行ったことで、当日は極めて活発な討論が行われた。デジタル社会に生きる子どもたちへの危惧と期待は表裏一体ではあるものの、大人が高い問題意識を持って介入し、見守ることの重要性が再確認された。

また、本委員会は、子どもと ICT の課題のみに限定せず、心身の生涯にわたる健康基盤は児童期からの生活習慣に起因するという観点から、委員会名を「すこやかな人生を送る礎となる“こども世代からの生活習慣”を検証する委員会」へと改称した。今後は、睡眠、食生活、運動習慣、喫煙対策など、多岐にわたる生活習慣のあるべき姿について、より包括的な啓発活動を展開していく。

4) 健康診査委員会

令和 7（2025）年度、健康診査委員会では、乳幼児健康診査に関する最新の知見を共有するとともに、健診の普及および質の向上に資する情報発信の在り方について議論を行った。委員会は令和 7（2025）年 7 月、10 月、令和 8（2026）年 2 月に開催し、今後も 3 か月毎の定期開催を予定している。令和 5 年度補正予算により「1 か月児及び 5 歳児健康診査支援事業」が開始され、実施率向上に向けた研修会が複数開催されている状況を踏まえ、令和 7 年度は従来定期的に実施してきた「乳幼児健診を中心とする小児科医のための研修会」の開催を見合わせ、開催様式について検討した。その結果、令和 8 年度以降は、従来年 3 回の系統講義として実施してきた研修会を年 2 回に見直すとともに、最新トピックスを中心に講義内容を選定する方針とした。また、より多くの小児科医が参加し効率的に学習できるよう、動画アーカイブ等を利用した学習環境の整備を引き続きすすめることとした。さらに、初学者や若手小児科医がより実践的に学ぶ機会として、BLS、PALS、NCPR のように講義と実技を組み合わせたオンサイト形式の「乳幼児健診コース」の新設が提案された。今後も委員会において検討を継続する。

5) 日本小児科学会主管合同委員会

- ・栄養委員会（食育フォーラム）
- ・治療用ミルク安定供給委員会
- ・重症心身障害児（者）・在宅医療委員会

6) 日本小児科医会主管合同委員会

- ・成育基本法制定推進委員会
- ・地域総合小児医療連絡協議会

- 7) 日本小児期外科系関連学会協議会主管合同委員会
- ・小児周産期災害医療対策委員会
 - ・災害時小児周産期リエゾン連絡協議会
 - ・疾病登録と保健・医療情報の電子化に関する委員会

4. 外部団体委員会等

- (1) 予防接種推進専門協議会（代表者会議および全体会議）
- (2) 小児慢性疾患委員会
- (3) 健康日本 21 推進全国連絡協議会
- (4) エコチル調査企画評価委員会（環境省）
- (5) 母子保健推進会議
- (6) 学校健診に関する意見交換会
- (7) 電子母子健康手帳ガイドラインに関する検討会（子ども家庭庁）
- (8) 妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策に関する検討会（厚生労働省）
- (9) 健やか親子 21 推進本部総会

カ. その他の事業

1. 後援事業

	事業名	申請団体（申請者）
1	こども環境学会 2025 年大会（高知）	公益社団法人こども環境学会 代表理事 仙田 満
2	第 46 回こどもの難病シンポジウム	認定 NPO 法人難病のこども支援全国ネットワーク 会長 岡 明
3	第 36 回全国保育園保健研究大会	全国保育園保健師看護師連絡会 会長 山口 理恵
4	日本子ども虐待防止学会第 31 回学術集会ほっかいどう大会	日本子ども虐待防止学会第 31 回学術集会ほっかいどう大会実行委員会 大会長 田中 康雄
5	令和 7 年度健やか親子 21 全国大会（母子保健家族計画全国大会）	こども家庭庁成育局長
6	第 19 回おもちゃ・子育てアドバイザー養成講座	特定非営利活動法人“遊びとしつけ”推進会 理事長 増田 敬
7	日本乳幼児精神保健学会 第 5 回学術集会	日本乳幼児精神保健学会 理事 北島 博之
8	第 46 回全国歯科保健大会	厚生労働省医政局歯科保健課
9	月刊『母子保健』セミナー	公益財団法人母子衛生研究会 理事長 江井俊秀
10	日本子ども虐待防止学会第 32 回学術集会おおさか大会	日本子ども虐待防止学会第 31 回学術集会ほっかいどう大会実行委員会 大会長 山縣 文治

2. 協会活動

- (1) 協会活動助成

1) 小児保健奨励賞・研究助成

小児保健に関する研究の活性化を目的として、会誌『小児保健研究』誌上において発表された論文の中から、選考委員会による選考を行い、理事会での承認を得て助成論文を決定している。対象者

は毎年 2 件以内で、1 件あたり 10 万円の助成金を支出している。令和 7（2025）年度は令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月の 1 年間に小児保健誌（第 83 巻 1 号から 83 巻 6 号）に掲載された 14 論文を選考対象とした。選考委員 5 名が小児保健の充実に資する論文であるか、「健やか親子 21」の課題に即しているかなど 11 の視点で評価し、以下の 2 編を小児保健奨励賞候補として理事会に提案した。

（対象論文）

論文執筆者名：山本三希子氏（東京医療保健大学千葉看護学部/研究職）他

論文名：3 歳児の親の育児困難感・発達で気になることと 5 歳児での神経発達症疑いとの関連

掲載巻号：小児保健研究 第 83 巻 6 号 p. 343-352

種類：研究（原著）

論文執筆者名：森内優子氏（イムス富士見総合病院小児科・日本大学医学部小児科学系小児科学分野（医師（小児科））他

論文名：不登校に伴う生活リズムの乱れに対して短期入院 加療を行った小児の臨床的検討

掲載巻号：小児保健研究 第 83 巻 5 号 p. 290-299

種類：報告（原著）

2) 小児保健奨励賞 実践活動助成

平成 29 年度より「小児保健奨励賞 小児保健・愛育会賞」と名称を変更して実施していた事業を令和 7 年度より「小児保健奨励賞 実践活動助成」と名称を復帰して実施した。

選考委員会による選考を行い、理事会での承認を得て決定している。

小児保健活動の活性化・新しい取り組みの奨励を目的として、過去 1 年間以上にわたり、実践活動を行い、かつ現在も継続している個人またはグループ（日本小児保健協会の会員）を対象として、1 件あたり 10 万円（毎年 2 件以内）を助成する。

（対象活動）

代表 中村裕子 氏 鳥取大学附属病院脳神経小児科

活動名 医療的ケア児受け入れ可能福祉避難所設立運営プロジェクト

推薦 鳥取県小児保健協会 会長 花木 啓一氏

（2）都道府県研修会小児保健振興事業

都道府県地方協会からの申請を受け、本協会において審査の上、公共事業としてふさわしいと認められた研修会事業に対し、10 万円を上限として支給している。令和 4（2022）年度の本助成に関しては、当協会令和 2（2020）年度決算において、新型コロナウイルス感染症の影響により予定されていた事業実施が抑制されたことによる剰余金が生じたことについて、剰余金を公益目的事業の実施のために使用することとなり、本事業の助成金の各申請の上限額を従来の上限 10 万円を上限 20 万円として実施したが、令和 5（2023）年度は従来の上限 10 万円に戻して実施した。令和 5（2023）年度以降は、上限 10 万円での実施とし、令和 7（2025）年度は上限 10 万円での実施とした。助成金の申請期間は、前期と後期に分けて実施。申請は前期・後期で合計 40 件（前期 12 件、後期 28 件）を受け付け、助成金支出額は合計 3,944,875 円（前期 1,200,000 円、後期 2,744,875 円）。開催方法変更等については変更の届出を受け付けた。研修事業実施後は、実施報告提出が必須としており、収支報告における剰余金額分については返納を得ている。

3. 要望書

（1）予防接種推進専門協議会「高齢者用肺炎球菌ワクチン PCV21 の早期定期接種導入に関する要望書」発出について

予防接種推進専門協議会より、令和 7 年 6 月付文書により、厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部長宛てに標題要望書が提出されることとなった。

(2) 予防接種推進専門協議会「HPV ワクチンの男性に対する定期接種化に関する要望」発出について

予防接種推進専門協議会より、令和7年8月付文書により、厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部長宛てに標題要望書が提出されることとなった。

(3) 「保育現場におけるRSウイルス感染症の疾病負荷軽減のためのRSウイルス母子免疫ワクチンおよび抗RSウイルスヒトモノクローナル抗体製剤の早期定期接種導入に関する要望書」発出について

日本小児保健協会より、令和7年9月付文書により、厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部長宛てに標題要望書を提出した。

(4) 日本小児医療保健協議会(四者協)「早期の定期予防接種化に関する要望書」発出について
日本小児医療保健協議会(四者協)より、令和7年9月付文書により、厚生労働大臣宛てに標題要望書が提出されることとなった。

(5) 日本小児医療保健協議会(四者協)「治療上必要性の高い医薬品の安定供給に関する要望 ケイツーシロップ 0.2%」発出について

日本小児医療保健協議会(四者協)より、令和7年10月付文書により、厚生労働省 医政局医薬産業振興・医療情報企画課長宛てに標題要望書が提出されることとなった。

(6) 日本小児医療保健協議会(四者協)「成育医療研究の充実と支援体制の強化に関する要望書」発出について

日本小児医療保健協議会(四者協)より、令和7年12月付文書により、こども家庭庁内閣府特命担当大臣宛てに標題要望書が提出されることとなった。

II-2. 役員会等に関する事項

1. 常任理事会

常任理事会を4回開催し、協会の事業遂行上必要な案件を協議、決定し運営した。

第1回：令和7(2025)5月14日(水)、第2回：9月8日(月)、第3回：11月17日(月)、

第4回：令和8(2026)年3月2日(月)

2. 理事会

(1) 令和7(2025)年度第1回理事会(Web開催)

日時：令和7(2025)年5月19日(月) 18:30~20:00

理事30名中22名出席で、本理事会は成立した。定款の規定による議事録署名人として、赤坂真奈美監事、山縣然太朗会長が指名され開催した。

〔報告事項〕以下について、代表理事及び業務執行理事により職務執行状況報告がなされた。

I. 人事・事業実施報告、II. 開催計画

〔審議事項〕以下について承認された。

1. 総務関係：新入会申込(令和7年3月~4月)について、名誉会員の推薦について、令和6(2024)年度事業報告(案)について、第75回(令和10(2028)年度)日本小児保健協会学術集会について※経過報告、2. 協会活動関係：小児保健奨励賞 実践活動助成の選考について、小児保健奨励賞 研究助成の選考について、3. 財務関係：令和6(2024)年度決算について、監査報告について、4. その他：エコチル調査企画評価委員会の令和7年度委員について、代議員選挙、理事会選挙の実施方法について、法改正による外部理事・外部監査の導入について※概要説明、会員増強について※進捗状況報告、講演録画データの参照に関する取り決め(日本小児保健協会教育員会)ほか

(2) 令和 7 (2025) 年度第 2 回理事会

日時：令和 7 (2025) 年 6 月 27 日 (金) 17:30~18:30

場所：石川県立音楽堂交流ホール A (第 72 回日本小児保健協会学術集会 第 3 会場)

理事 30 名中 25 名出席で、本理事会は成立した。定款の規定による議事録署名人として、秋山千枝子監事、赤坂真奈美監事および山縣然太朗会長が指名され、開催した。

〔報告事項〕 以下について、代表理事及び業務執行理事により職務執行状況報告がなされた。

I. 人事・事業実施報告、II. 開催計画

〔審議事項〕 以下について承認された。

1. 総務関係：新入会申込 (令和 7 年 5 月) について、第 75 回 (令和 10 (2028) 年度) 日本小児保健協会学術集会について、2. ホームページ・広報関係：ホームページの更新について、3. その他：1 か月児・5 歳児健診研修会 (5/23) について、A 類疾病予防接種に対する市区町村の運用アンケートについて※経過報告、会員増強について※進捗状況報告、高齢者用肺炎球菌ワクチン PCV21 の早期的接種導入に関する要望書について

(3) 令和 7 (2025) 年度第 3 回理事会 (Web 開催)

日時：令和 7 (2025) 年 9 月 19 日 (金) 19:00~20:40

理事 30 名中 23 名出席で、本理事会は成立した。定款の規定による議事録署名人として、秋山千枝子監事、赤坂真奈美監事および山縣然太朗会長が指名され開催した。

〔報告事項〕 以下について、代表理事及び業務執行理事により職務執行状況報告がなされた。

I. 人事・事業実施報告、II. 開催計画

〔審議事項〕 以下について承認された。

1. 総務関係：新入会申込 (令和 7 年 6 月~8 月) について、中央選挙管理委員会設置について、四者協委員会「子どもをタバコの害から守る委員会」に関してー「こどもの生活習慣と健康に関する検討委員会 (仮称)」設置について、四者協 5 歳児健診の診察に関する研修 (9/21 開催)、学術集会における課題と改善、学術集会開催地の決定プロセスについて※継続審議、会員増に関する対策、乳幼児期の予防接種の問診票配布の時期・方法の全国調査結果について※報告、2. 編集関係：編集委員会委員の増員と副委員長追加について、3. 協会活動関係：小児保健奨励賞実践活動助成 実施要領の改訂案について、4. ホームページ・広報関係：会員名簿の会員への HP 上での閲覧可能について※経過報告、ホームページの検討事項：掲載手続き、追加項目等経過報告、5. その他：早期の定期予防接種化に関する要望書への連名について、「HPV ワクチンの男性に対する定期接種化に関する要望書」への連名について

(4) 令和 7 (2025) 年度第 4 回理事会 (WEB 開催)

日時：令和 7 (2025) 年 12 月 10 日 (水) 18:30~20:30

理事 30 名中 23 名出席で、本理事会は成立した。定款の規定による議事録署名人として、秋山千枝子監事、赤坂真奈美監事および山縣然太朗会長が指名され開催した。

〔報告事項〕 以下について、代表理事及び業務執行理事により職務執行状況報告がなされた。

I. 人事・事業実施報告、II. 開催計画

〔審議事項〕 以下について承認された。

1. 総務関係：新入会申込 (令和 7 年 6 月~10 月) について、令和 8 年度予算案作成スケジュールの確認、理事選出に関する定款変更について、令和 8 年度代議員選挙スケジュール確認、委員会報告について、災害時小児周産期リエゾン連絡協議会幹事推薦について、会員増強について※

意見交換、学術集会開催地について、2. 編集関係・ホームページ・広報関係：委員追加について（ホームページ・広報委員会、編集委員会）、3. その他：事務局体制について

（5）令和7（2025）年度第5回理事会（Web開催）

日時：令和8（2026）年3月24日（火）18：30～20：13

理事30名中21名出席で本理事会は成立した。定款の規定による議事録署名人として、秋山千枝子監事、赤坂真奈美監事および山縣然太朗会長が指名され、開会した。

〔報告事項〕以下について、代表理事及び業務執行理事により職務執行状況報告がなされた。

I. 人事・事業実施報告、II. 開催計画

〔審議事項〕以下について承認された。

1. 総務関係：新入会申込（令和7年11月～令和8年1月）について、令和8（2026）年度事業計画（案）および当該事業年度開始の日において行う公益目的事業の種類又は内容、収益事業の内容について記載した書類について、令和8（2026）年度定時社員総会の開催について、日本小児保健協会学術集会に関して第73回学術集会予算について、日本小児保健協会学術集会に関して第76回（令和11年度）学術集会について、令和8年代議員、理事改選について、若手会員の会費について※継続審議、2. 財務関係：令和8（2026）年度予算（案）・資金調達及び設備投資の見込について、3. 編集関係：委員追加・交代について（編集委員会）、4. その他：小児かかりつけ医のための発達障害スキルアップ講座（2026）共催について、「医療・福祉・保育・教育に関わる実習学生のための予防接種の考え方」第2版公開について、講習会受付システムの再構築について、令和8年度小児保健奨励賞・研究助成の選考結果について、NPO法人 Safe Kids Japan からの依頼事項、こどもとICT「子どもたちの健やかな成長を願って」委員会の名称変更について※経過報告

（6）理事会の決議省略（電子メールによる見直し決議）

1) 令和7（2025）年度第1回理事会見直し決議（令和7年9月12日付 全理事同意・全監事異議なし）

（提案事項）

保育現場におけるRSウイルス感染症の疾病負荷軽減のためのRSウイルス母子免疫ワクチンおよび抗RSウイルスヒトモノクローナル抗体製剤の早期定期接種導入に関する要望書

小児におけるRSウイルス感染症の負担は極めて大きく、複数の研究においてもその深刻さが報告されております。

RSウイルス感染症は、保育施設において一人の罹患者が出ると、同一施設内でのクラスター感染が頻繁に確認されており、半月近くにわたって感染が繰り返されることが報告されております。

特に低年齢児集団ではその影響が深刻であり、保護者への急なお迎えの依頼や看護のための長期欠勤を余儀なくされるなど、家庭や社会への影響も大きくなっております。

実際に、RSウイルスに罹患した子どもの保育施設欠席率は83%、保護者の就労中断率は59%に達するとの報告もございます。

以上のような状況を踏まえ、今後のRSウイルス感染症に対する予防戦略として、以下の点について改めて要望いたします。

1. RSウイルス母子免疫ワクチンにつきましては、ファクトシートが作成され次第、速やかに定期接種導入の評価を行い、遅滞なく定期接種として導入いただけますようお願いいたします。

2. 抗RSウイルスモノクローナル抗体製剤につきましては、現在見直しが進められている予防接種の基本的な計画にも記載のとおり、医学の進歩に即した制度整備を進めていただき、既存の定期接種ワクチンと同様に広く接種が可能となる体制の整備を早急に推進していただきますようお願いいたします。

2) 令和 7 (2025) 年度第 2 回理事会見直し決議 (令和 7 年 9 月 26 日付 全理事同意・全監事異議なし)

(提案事項)

日本小児科学会より「治療上必要性の高い医薬品の安定供給に関する要望 ケイツーシロップ 0.2%」への 4 団体連名での発出

ケイツーシロップの不採算要望については、昨年も厚労省に要望書を提出いたしましたが、昨年は、厚労省の最終的な判断基準として、基礎的医薬品や安定確保医薬品(カテゴリ A または BB)、厚生労働大臣の増産要請品、解熱鎮痛薬・止血剤等に限定され、本剤は対象品目の要件に該当せず薬価引上げに至らなかったとのことでございます。

しかし、新生児領域は他の領域とは違い、通常の代替が代替にならない(新生児は錠剤飲めない)こと、さらに母親が毎週、新生児に飲ませることから、唯一のシロップ剤の供給継続が必須とのこと。

日本小児科学会の薬事委員会では、企業との面談を実施し、安定確保医薬品や保護者への配慮を要する旨なども要望書案に盛り込んでおります。そこで、4 団体連名での発出にあたりましては、添付の原案どおりでご承認いただければと存じます。

3) 令和 7 (2025) 年度第 3 回理事会見直し決議 (令和 7 年 11 月 21 日付 全理事同意・全監事異議なし)

(提案事項)

(1) 日本小児科学会より「成育医療研究の充実と支援体制の強化に関する要望書について」への 4 団体連名での発出

11 月 16 日に開催いたしました日本小児科学会理事会におきまして、「成育医療研究の充実と支援体制の強化に

関する要望書(案)」について、こども家庭庁宛に要望書を提出することを学会として決定いたしました。

成育医療研究は、出生率の安定、乳幼児死亡率の低下、医療費の適正化、さらに教育・福祉政策の科学的基盤の

強化など、社会的波及効果の極めて大きい分野でございます。

本要望書につきましては、小児医療に携わる四者協による連名とさせていただきたく、

各団体の皆様に賛同のご依頼を申し上げる次第です。

当該内容はすでに当会の理事会にて承認済みであり、誠に恐れ入りますが修正は承っておりませんことを

あらかじめご理解賜れますと幸いに存じます。

2025 年 12 月末までにこども家庭庁にお届けしたいと思っておりますので、メールでのご審議にて賛同依頼を

お送りさせていただきますこと、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ご承認いただける場合は、11 月 28 日(金)正午までにお知らせくださいますようお願い申し上げます。

(2) 日本小児科学会より「わが国のチャイルド・デス・レビュー(Child Death Review; CDR)の確立に向けた提言」への賛同依頼

現在わが国では、チャイルド・デス・レビュー(Child Death Review; CDR。予防のための子どもの死亡検証)制度が探索されております。

こども家庭庁は令和 2 年度から CDR モデル事業を開始し、令和 6 年度から CDR のありかた検討会を実施しています。

私ども日本小児科学会は、これまで予防のための子どもの死亡検証委員会を中心に、わが国における CDR のありかたを専門学術団体として探索し、

提案等に努めてまいりました。それらの結果も踏まえて、このたび国および関係機関等に対する「わが国のチャイルド・デス・レビュー

（Child Death Review; CDR）の確立に向けた提言」（以下、本提言）をとりまとめました。
これは、今後実現されるべきわが国の CDR 制度のありかたについて、

- ①CDR は子どもの権利条約やこども基本法を実践するための制度であること、
- ②CDR は公衆衛生目的の公益事業であること、
- ③CDR はすべての亡くなったこどもを対象として等しく行われるよう整理されるべきこと、
- ④CDR で管理される情報を学術的用途に利用可能な制度とすべきことの 4 項目を主たる内容としております。

本年 9 月に、本提言へのパブリックコメント実施についてご報告いたしましたが、多くの立場の方から様々なご意見を賜りました。

誠にありがとうございました。

寄せられた意見をもとに本提言の修正を行った上で最終版を作成し、11 月 16 日に開催された理事会において承認を受けました。

つきましては、本提言にご賛同をいただけるようでしたら、貴会と複数団体との共同提言として公表したく存じます。

大変お手数ではございますが、共同提言とすることへのご賛同の可否についてご回答をお願い申し上げます。

4) 令和 7（2025）年度第 4 回理事会見直し決議（令和 8 年 1 月 13 日付 全理事同意・全監事異議なし）

（提案事項）

（1）学術集会規定において、学術集会演題登録の際に筆頭演者については演題登録期間の年度より正会員であることを要するとしておりますが、演題発表時の年度に正会員であることと改めたく存じます。

つきましては、学術集会規定第 8 条（演題登録について）を以下のように改訂したく提案いたします。

学術集会規定第 8 条（演題登録について）

旧）学術集会における発表予定者のうち筆頭演者については、本会会員であること。演題登録期間の年度より正会員であることを要する。

新）学術集会における発表予定者のうち筆頭演者については、本会会員であること。演題発表時の年度より正会員であることを要する。演題発表が採択された際に速やかに、発表年度の会費を納入すること。

（2）令和 7 年 12 月 10 日開催の理事会にて承認されました学術集会開催地ブロック案と開催順案を学術集会規定に反映させたく存じます。

つきましては、学術集会規定を上記提案事項 1 の改訂に加え、以下のように改訂したく提案いたします。

①第 4 条（開催地および会頭の選出）第 2 項

旧）会頭は、2 名以上の代議員の推薦に基づき、代議員の中から総会で選任する。

新）会頭は、2 名以上の代議員の推薦に基づき、代議員の中から総会で選任する。尚、会頭の推薦は、細則に定める地域ブロックの開催順に従うものとする。

②細則を追加し、学術集会開催地の地域ブロックとその順番を記載いたします。

3. 定時社員総会

令和 7（2025）年度定時社員総会

日時：令和 7（2025）年 6 月 28 日（土）17：10～18：00

〔報告事項〕代表理事が急病のため欠席となった。以下について、業務執行理事により職務執行状況報告がなされた。

1. 令和 7（2025）年度 事業計画、2. 令和 7（2025）年度 予算、3. 令和 6（2024）年度

事業報告、4. 令和 7 (2025) 年度協会活動助成 小児保健奨励賞の決定について、5. 公益法人制度改革にかかわる外部理事・外部監査の導入について、6. 代議員および理事の改選に関して

〔審議事項〕 以下について承認された。

1. 令和 7 (2025) 年度 名誉会員の推薦について、2. 令和 6 (2024) 年度決算書案ならびに監査報告、3. 第 75 回日本小児保健協会学術集会について

報告事項 4

令和 8（2026）年度 協会活動助成 小児保健奨励賞の決定について

【研究助成】

1) 論文執筆者名：西田 英子（にしだ えいこ）氏

（聖徳大学大学院児童学研究科/大学院生）他

論文名：乳児院多職種チームによる子どものニーズの共通理解の質的検討

掲載巻号：小児保健研究 第 84 巻 2 号 p. 91-99

種 類：研究（原著）

2) 論文執筆者名：小松 法子（こまつ のりこ）氏

（創価大学看護学部/看護師）他

論文名：乳幼児の保護者による母子健康手帳の活用状況

掲載巻号：小児保健研究 第 84 巻 1 号 p. 33-41

種 類：報告（原著）

【実践活動助成】

1) 活動名：多職種連携による学童・思春期小児への地域密着型運動支援
・健康教育プロジェクト

代表者：美野 陽一（みの よういち）氏 （鳥取大学医学部附属病院小児科）

推 薦：鳥取県小児保健協会 会長 花木 啓一 氏

審 議 事 項

審議事項 1

名誉会員の推薦について

下記の先生を推薦する。

(岡山県) 大塚 頌子 (おおつか ようこ) 先生
(大分県) 河野 幸治 (こうの こうじ) 先生
(大阪府) 佐藤 拓代 (さとう たくよ) 先生
(大阪府) 新宅 治夫 (しんたく はるお) 先生
(京都府) 細井 創 (ほそい はじめ) 先生
(和歌山県) 柳川 敏彦 (やながわ としひこ) 先生

※50 音順

審議事項 2

令和 7 (2025) 年度決算ならびに監査報告

審議事項 3

定款および規程の変更 (会員資格の追加、外部理事・外部監査卒の設置ほか)

審議事項 4

第 76 回日本小児保健協会学術集会について

審議事項 5

理事の選任

審議事項 6

監事の選任

審議事項 7

会長の選出 (挨拶)

令和 7（2025）年度
決 算 書 案

自 令和 7（2025）年 4 月 1 日
至 令和 8（2026）年 3 月 31 日

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 期	前 期
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	52,692,003	60,788,809
未収金	2,052,500	1,961,500
貸倒引当金		0
有価証券		0
棚卸資産		0
前払費用		0
流動資産合計	54,744,503	62,750,309
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物	0	0
構築物	0	0
車両運搬具	0	0
土地	0	0
器具備品	18,267	36,531
建設仮勘定	0	0
有形固定資産合計	18,267	36,531
(2) 無形固定資産		
借地権	0	0
ソフトウェア	310,752	568,152
その他無形固定資産	0	0
無形固定資産合計	310,752	568,152
(3) その他固定資産		
保証金・敷金	1,701,600	1,701,600
長期貸付金	0	0
貸倒引当金	0	0
繰延税金資産	0	0
その他固定資産合計	1,701,600	1,701,600
固定資産合計	2,030,619	2,306,283
資産合計	56,775,122	65,056,592
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	0	0
未払費用	0	54,895
預り金	45,595	140,807
未払法人税等	0	0
前受金	0	0
前受収益	3,180,000	3,100,000
短期借入金	0	0
賞与引当金	0	0
流動負債合計	3,225,595	3,295,702

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 期	前 期
2. 固定負債		
長期借入金	0	0
繰延税金負債	0	0
退職給付引当金	309,000	309,000
固定負債合計	309,000	309,000
負債合計	3,534,595	3,604,702
III 純資産の部		
1. 基金	0	0
2. 指定純資産	0	0
3. 一般純資産	53,240,527	61,451,890
4. その他有価証券評価差額金	0	0
(うち指定純資産に係る評価差額金)	0	0
(うち一般純資産に係る評価差額金)	0	0
純資産合計	53,240,527	61,451,890
負債及び純資産合計	56,775,122	65,056,592

活 動 計 算 書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

項 目	当 期	前 期
I 経常活動区分		
経常収益		
受取会費	30,080,000	31,280,000
事業収益	28,795,574	36,376,156
公1	28,795,574	36,376,156
0	0	
収益事業収益	0	0
受取補助金等	0	200,000
受取寄付金	0	0
雑収益	715,611	659,288
経常収益計	59,591,185	68,515,444
経常費用		
事業費	61,529,268	68,971,202
公1	51,150,179	52,173,524
0	0	0
公益事業共通費	10,379,089	16,797,678
収益事業費	0	0
管理費	6,273,280	5,094,654
収益事業費	0	0
経常費用計	67,802,548	74,065,856
経常収益費用差額	△ 8,211,363	△ 5,550,412
II その他活動区分		
その他収益	0	0
土地受贈益	0	0
その他収益計	0	0
その他費用	0	0
建物除去損	0	0
その他費用計	0	0
その他収益費用差額	0	0
税引前当期収益費用差額	△ 8,211,363	△ 5,550,412
法人税、住民税及び事業税		
法人税等調整額		
当期収益費用差額	△ 8,211,363	△ 5,550,412

財務諸表に対する注記

５．活動計算書の注記

（１）財源区分別内訳表

（単位：円）

科目	一般純資産	指定純資産
I 経常活動区分		
経常収益		
資産運用益		
受取会費	30,080,000	
事業収益	28,795,574	
公1	28,795,574	
	0	
収益事業収益	0	
受取補助金	0	
受取寄付金	0	
雑収益	715,611	
経常収益計	59,591,185	0
経常費用		
事業費	61,529,268	
公1	51,150,179	
	0	
公益事業共通費	10,379,089	
収益事業費	0	
管理費	6,273,280	
経常費用計	67,802,548	0
経常収益費用差額	△ 8,211,363	0
II その他活動区分		
その他収益		
固定資産受贈益		
その他収益計	0	0
その他費用		
固定資産除去損		
その他費用計	0	0
その他収益費用差額	0	0
税引前当期収益費用差額	△ 8,211,363	0
法人税、住民税及び事業税		
法人税等調整額		
当期収益費用差額	△ 8,211,363	0
期首一般指定純資産又は期首指定資産		
期末一般指定純資産又は期首指定資産	△ 8,211,363	0

(2) 会計区分及び事業区分別内訳

活動計算書 一般純資産の部

(単位：円)

科目	公益目的事業会計						収益事業等会計		法人会計	内部取引等消去	合計
	公1／学術集会	公1／会誌発行	公1／セミナー・研修	公1／小児保健奨励	公1／都道府県振興事業	小計	収1	他1			
経常収益	28,785,664	15,807,463	1,687,183	300,000	3,986,875	50,567,185	0	0	9,024,000		
(うち共通受取会費)	2,000,000	13,789,942	979,183	300,000	3,986,875	21,056,000					21,056,000
(うち共通受取寄付金)	0	0	0	0	0	0					0
雑収益		715,611				715,611					
経常費用	30,305,302	24,596,100	2,340,991	300,000	3,986,875	61,529,268			6,273,280		
当期経常収益費用差額	△ 1,519,638	△ 8,788,637	△ 653,808	0	0	△ 10,962,083	0	0	2,750,720	0	△ 8,211,363
その他収益						0					0
その他費用						0					0
その他収益費用差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額						0					0
税引前収益費用差額	△ 1,519,638	△ 8,788,637	△ 653,808	0	0	△ 10,962,083	0	0	2,750,720	0	△ 8,211,363
法人税、住民税及び事業税						0					0
法人税等調整額						0					0
当期収益費用差額	△ 1,519,638	△ 8,788,637	△ 653,808	0	0	△ 10,962,083	0	0	2,750,720	0	△ 8,211,363

(記載の注意事項)

- ・経常収益に各会計に共通した受取会費、又は受取寄付金がある場合には、各会計に配賦した金額及び配賦基準を脚注として記載する。

(3) 事業費・管理費の形態別区分

各会計区分別に経常費用の形態別分類別（中科目別）の費用額を記載してください。（各事業別（公1、公2）や科目を細分化した記載も構いません。
複数の計に共通して発生した費用がある場合には、各会計への配賦額とその配賦基準を記載してください。

(単位：円)

	公益目的事業会計	収益事業等会計	合計	配賦基準
学術集会費	28,785,664		28,785,664	配賦基準： 従事割合
会誌発行費	11,326,431		11,326,431	配賦基準：
講師謝礼費	1,137,924		1,137,924	配賦基準：
原稿料	220,000		220,000	配賦基準：
機器レンタル費	1,003,197		1,003,197	配賦基準：使用割合 (管理費対象按分比率：法人25%、公益75%)
広報活動費	1,581,360		1,581,360	配賦基準：
印刷費	1,753,716		1,753,716	配賦基準：
小児保健奨励費	300,000		300,000	配賦基準：
給料手当	4,739,682		4,739,682	配賦基準： 従事割合 (法人10%、公益90%)
退職給付費用	0		0	配賦基準： 従事割合 (法人10%、公益90%)
法定福利費	837,743		837,743	配賦基準： 従事割合 (法人10%、公益90%)
福利厚生費	17,258		17,258	配賦基準：
会議費	83,257		83,257	配賦基準：
旅費交通費	472,188		472,188	配賦基準： 従事割合 (管理費対象按分比率：法人15%、公益85%)
通信運搬費	1,562,729		1,562,729	配賦基準：事業使用割合 (管理費対象按分比率：法人15%、公益85%)
減価償却費	234,313		234,313	配賦基準：使用割合 (法人15%、公益85%)
消耗品費	0		0	配賦基準：
保守手数料	380,858		380,858	配賦基準：
家賃	2,807,640		2,807,640	配賦基準：面積割合 (法人25%、公益75%)
光熱水料費	280,118		280,118	配賦基準：使用割合 (法人25%、公益75%)
地域活動補助金	3,894,875		3,894,875	配賦基準：
関係団体会費	92,000		92,000	配賦基準：
修繕費	0		0	配賦基準：
保険料	0		0	配賦基準：
租税公課	0		0	配賦基準：
雑費	18,315		18,315	配賦基準：
合計	61,529,268	0	61,529,268	

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金 預金	手元保管	運転資金として	69,448
		普通預金		
		三井住友銀行麹町支店 No. 8156062	運転資金として	1,365,702
		みずほ銀行四谷支店 No. 8098117	運転資金として	2,345,375
		郵便振替 No. 00110-7-18716	運転資金として	260,288
		郵便振替 No. 00190-9-723237	運転資金として	4,782,798
		みずほ銀行四谷支店 No. 8098540	運転資金として	97,000
		三井住友銀行麹町支店 No. 9257961	運転資金として	1,249,630
		みずほ銀行四谷支店 No. 1214153	運転資金として	24,105
		定期預金		
		みずほ銀行四谷支店 No. 1603851	運転資金として	10,186,392
		みずほ銀行四谷支店 No. 6036954	運転資金として	12,000,000
		三井住友銀行麹町支店 No. 435521	運転資金として	10,120,352
		三菱UFJ銀行四谷支店 No. 1052289	運転資金として	10,190,913
		未収会費	令和7年分会費	運転資金として
	未収金	受取投稿料	運転資金として	222,500
流動資産合計				54,744,503
(固定資産)	器具備品	パソコン・机・椅子	公益目的事業85%及び管理 目的15%に使用	18,267
	ソフトウェア	会員管理・登録システム	公益目的事業85%及び管理 目的15%に使用	310,752
	保証金	事務所保証金	公益目的事業75%及び管理 目的25%に使用	1,701,600
固定資産合計				2,030,619
資産合計				56,775,122
(流動負債)	前受会費 未払費用 預り金 源泉所得税 社会保険料 報酬所得税 住民税 仮受金	令和8年度会費	運転資金として	3,180,000
			運転資金として	0
			運転資金として	45,595
		給与より控除した預り金	運転資金として	45,595
			運転資金として	0
			運転資金として	0
			運転資金として	0
			運転資金として	0
流動負債合計				3,225,595
(固定負債)	退職給付引当金	法人の決算上計上した金額	職員退職金の支給に備えた引 当金	309,000
固定負債合計				309,000
負債合計				3,534,595
純資産額				53,240,527

附 属 明 細 書

令和8年3月31日現在

1. 基本財産及び特定財産の明細

当法人には該当する財産はありません。

1. 引当金の明細

就業規則の規定に基づき計上しております。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増減額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	309,000	0	0	0	309,000
合 計					

※ 中小企業退職共済加入により、引当での増加はございません。

項 目		令和8年3月末日	令和7年3月末	合計
公益事業収益		29,511,185	37,235,444	△ 7,724,259
会費収入		30,080,000	31,280,000	△ 1,200,000
収 益 計		59,591,185	68,515,444	△ 8,924,259
事業費	学術集会費	28,785,664	29,547,254	△ 761,590
	会誌発行費	11,326,431	9,880,578	1,445,853
	講師謝礼	1,137,924	2,618,891	△ 1,480,967
	機器レンタル料	1,003,197	909,753	93,444
	印刷費	1,753,716	3,036,056	△ 1,282,340
	原稿料	220,000	360,000	△ 140,000
	広報活動費	1,581,360	1,548,360	33,000
	小児保健奨励賞	300,000	400,000	△ 100,000
	給与手当	4,739,682	8,790,840	△ 4,051,158
	法定福利費	837,743	1,430,776	△ 593,033
	退職給付費用	0	115,200	△ 115,200
	福利厚生費	17,258	40,413	△ 23,155
	会議費	83,257	69,170	14,087
	旅費交通費	472,188	862,738	△ 390,550
	会議室借料	0	36,000	△ 36,000
	通信運搬費	1,562,729	1,289,839	272,890
	消耗品費	0	50,380	△ 50,380
	減価償却費	234,313	234,314	△ 1
	事務用品費	0	71,523	△ 71,523
	保守手数料	380,858	444,555	△ 63,697
	家賃	2,807,640	2,807,640	0
	地区活動補助費	3,894,875	4,014,240	△ 119,365
	関係団体会費	92,000	62,000	30,000
	光熱水道費	280,118	293,732	△ 13,614
	修繕費	0	0	0
	雑費	18,315	56,950	△ 38,635
	計	61,529,268	68,971,202	△ 7,441,934
	事業費計	61,529,268	68,971,202	△ 7,441,934
管理費	給与手当	526,631	976,760	△ 450,129
	法定福利費	93,083	158,975	△ 65,892
	退職給付費用	0	12,800	△ 12,800
	福利厚生費	1,918	4,490	△ 2,572
	会議費	1,696	0	1,696
	理事会費	0	0	0
	通信運搬費	47,969	109,923	△ 61,954
	旅費交通費	33,558	32,468	1,090
	備品消耗品費	42,770	8,890	33,880
	印刷費	2,040,634	172,326	1,868,308
	事務用品費	82,372	12,622	69,750
	保守手数料	126,953	78,451	48,502
	機器レンタル費	206,497	244,970	△ 38,473
	家賃	935,880	935,880	0
	光熱水道費	93,372	97,911	△ 4,539
	修繕費	0	0	0
	顧問料	1,079,100	1,186,680	△ 107,580
	慶弔費	0	0	0
	雑費	91,233	128,130	△ 36,897
	広告費	0	0	0
	減価償却費	41,349	41,350	△ 1
	年会費請求書	828,265	892,028	△ 63,763
	管理費計	6,273,280	5,094,654	1,178,626
合計		67,802,548	74,065,856	△ 6,263,308
収 支 計		△ 8,211,363	△ 5,550,412	△ 2,660,951

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	30,080,000	31,280,000	△ 1,200,000
個人会費	28,320,000	29,260,000	△ 940,000
団体会費	960,000	1,220,000	△ 260,000
賛助会費	800,000	800,000	0
受取補助金 等	0	200,000	△ 200,000
学術集会収益	26,785,664	27,547,254	△ 761,590
受取投稿料	1,301,910	1,248,640	53,270
受取受講料	708,000	7,580,262	△ 6,872,262
受取寄附金	0	0	0
雑収益	715,611	659,288	56,323
受取利息	91,751	5,917	85,834
雑収益	623,860	653,371	△ 29,511
経常収益計	59,591,185	68,515,444	△ 8,924,259
(2) 経常費用			
事業費	61,529,268	68,971,202	△ 7,441,934
学術集会費	28,785,664	29,547,254	△ 761,590
会誌発行費	11,326,431	9,880,578	1,445,853
講師謝礼	1,137,924	2,618,891	△ 1,480,967
機器レンタル料	1,003,197	909,753	93,444
印刷費	1,753,716	3,036,056	△ 1,282,340
原稿料	220,000	360,000	△ 140,000
広報活動費	1,581,360	1,548,360	33,000
小児保健奨励賞	300,000	400,000	△ 100,000
給与手当	4,739,682	8,790,840	△ 4,051,158
退職給付費用	0	115,200	△ 115,200
法定福利費	837,743	1,430,776	△ 593,033
福利厚生費	17,258	40,413	△ 23,155
会議費	83,257	69,170	14,087
旅費交通費	472,188	862,738	△ 390,550
会議室借料	0	36,000	△ 36,000
通信運搬費	1,562,729	1,289,839	272,890
消耗品費	0	50,380	△ 50,380
減価償却費	234,313	234,314	△ 1
事務用品費	0	71,523	△ 71,523
保守手数料	380,858	444,555	△ 63,697
家賃	2,807,640	2,807,640	0
地区活動補助費	3,894,875	4,014,240	△ 119,365
関係団体会費	92,000	62,000	30,000
光熱水道費	280,118	293,732	△ 13,614
修繕費	0	0	0
租税公課	0	0	0
雑費	18,315	56,950	△ 38,635
管理費	6,273,280	5,094,654	1,178,626
給与手当	526,631	976,760	△ 450,129
法定福利費	93,083	158,975	△ 65,892
退職給付費用	0	12,800	△ 12,800
福利厚生費	1,918	4,490	△ 2,572
会議費	1,696	0	1,696
理事会費	0	0	0

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
通信運搬費	47,969	109,923	△ 61,954
旅費交通費	33,558	32,468	1,090
備品消耗品費	42,770	8,890	33,880
印刷費	2,040,634	172,326	1,868,308
事務用品費	82,372	12,622	69,750
保守手数料	126,953	78,451	48,502
機器レンタル費	206,497	244,970	△ 38,473
修繕費	0	0	0
家賃	935,880	935,880	0
光熱水道費	93,372	97,911	△ 4,539
郵便振込手数料負担金	57,585	56,135	1,450
顧問料	1,079,100	1,186,680	△ 107,580
慶弔費	0	0	0
年会費請求費	828,265	892,028	△ 63,763
蔵敷料	21,120	21,120	0
広告費	0	0	0
減価償却費	41,349	41,350	△ 1
租税公課	0	0	0
雑費	12,528	50,875	△ 38,347
経常費用計	67,802,548	74,065,856	△ 6,263,308
当期経常増減額	△ 8,211,363	△ 5,550,412	△ 2,660,951
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
特定資産取崩	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
特定資産取崩	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
事務所移転費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 8,211,363	△ 5,550,412	△ 2,660,951
一般正味財産期首残高	61,451,620	67,002,032	△ 5,550,412
一般正味財産期末残高	53,240,257	61,451,620	△ 8,211,363
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	53,240,257	61,451,620	△ 8,211,363

令和 8 (2026) 年 5 月 7 日

監 査 報 告 書

公益社団法人 日本小児保健協会
会長 山縣 然太朗 殿

監事

秋山千枝子



監事

赤坂真奈美



私たち監事は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその付属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

審議事項 3

定款変更内容

現行	変更後
第 3 章 会 員	
(資格) 第 5 条 この法人の正会員は、この法人の目的に賛同する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、栄養士、臨床心理士等心理職、保育士、教諭、養護教諭、栄養教諭など小児保健分野における活動に従事している者又は従事した経験がある者で、入会を希望する個人とする。 2 団体会員は、この法人の定期刊行物の受取の他、正会員と同等に学術集会に参加できる。 ただし選挙権を持たない。 3 賛助会員は、この法人の趣旨に賛同し、その事業を支援するために財政的支援、その他この法人の活動に貢献することが期待できる企業とする。	(資格) 第 5 条 この法人の正会員は、この法人の目的に賛同する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、栄養士、臨床心理士等心理職、保育士、教諭、養護教諭、栄養教諭など小児保健分野における活動に従事している者又は従事した経験がある者で、入会を希望する個人とする。 <u>2 学生会員は、この法人の目的に賛同する大学院生もしくは学部生で、入会を希望する個人とする。ただし選挙権、被選挙権をもたないがその他の権利については正会員の権利に準ずる。</u> <u>3 若手会員は、この法人の目的に賛同する学部卒業もしくは大学院修了後 2 年以内の者で、入会を希望する個人とする。ただし選挙権、被選挙権をもたないがその他の権利については正会員の権利に準ずる。</u> <u>4 専攻医会員は、この法人の目的に賛同する専攻医で、入会を希望する個人とする。正会員と同等の権利を有する。</u> <u>5 団体会員は、この法人の定期刊行物の受取の他、正会員と同等に学術集会に参加できる。</u> ただし選挙権を持たない。 <u>6 賛助会員は、この法人の趣旨に賛同し、その事業を支援するために財政的支援、その他この法人の活動に貢献することが期待できる企業とする。</u>
(入会) 第 6 条 この法人に入会しようとする者は、理事会において別に定めるところによりその旨を申し出て理事会の承認を受けなければならない。 2 再入会の場合も同様とする。	(入会) 第 6 条 この法人に入会しようとする者は、理事会において別に定めるところによりその旨を申し出て理事会の承認を受けなければならない。<u>なお、学生会員、若手会員、専攻医会員については正会員 1 名からの推薦を必要とする。</u> 2 再入会の場合も同様とする。

現行	変更後
(任意退会) 第10条 正会員、団体会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。	(任意退会) 第10条 <u>会員</u>は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
(社員資格の喪失) 第12条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。 (2) 総社員が同意したとき。 (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。	(<u>会員</u>資格の喪失) 第12条 前2条の場合のほか、<u>会員</u>は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。 —(2) 総社員が同意したとき。— (2) 当該<u>会員</u>が死亡し、又は解散したとき。
第4章 代議員	
(社員) 第15条 この法人の社員は、おおむね会員20名の中から1名の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。ただし、端数の取扱いについては、理事会で定めることができる。 2 代議員を選出するため、都道府県圏域の正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において別途定める。 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。 4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。 5 第3項の代議員選挙は、…(以下略)	(社員) 第15条 この法人の社員は、おおむね<u>正会員及び専攻医会員</u>20名の中から1名の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。ただし、端数の取扱いについては、理事会で定めることができる。 2 代議員を選出するため、都道府県圏域の正会員<u>及び専攻医会員</u>による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において別途定める。 3 代議員は、正会員<u>及び専攻医会員</u>の中から選ばれることを要する。正会員<u>及び専攻医会員</u>は、前項の代議員選挙に立候補することができる。 4 第2項の代議員選挙において、正会員<u>及び専攻医会員</u>は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。 5 第3項の代議員選挙は、…(以下略)

現行	変更後
第6章	役員等
(役員の設置) 第27条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 20名以上25名以内 (2) 会長推薦の理事を5名以内で置くことができる。 (3) 監事 2名以上3名以内 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、5名以内を常任理事とする。 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、常任理事をもって同法第91条第1項の業務執行理事とする。	(役員の設置) 第27条 この法人に、次の役員を置く。 (1) <u>全国9ブロックによる選挙により選出される理事 20名以上25名以内</u> (<u>会長推薦理事・外部理事とは別枠</u>) (2) 会長推薦の理事を5名以内で置くことができる。 (3) <u>公益認定法第5条第15号に規定する外部理事 1名以上2名以内</u> (4) 監事 2名以上3名以内 (5) <u>公益認定法第5条第16号に規定する外部監事 1名以上2名以内</u> 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、5名以内を常任理事とする。 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、常任理事をもって同法第91条第1項の業務執行理事とする。
第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 2 理事は社員の中から立候補をした者を対象として地域ごとに選任する。 3 監事は社員総会において社員もしくは会計に精通する者を選任する。 4 理事は就任前年の12月31日において67歳未満であることを要する。 5 理事は再任を妨げない。ただし再任の場合には再任前の任期中の理事会の出席が50%以上を要する。 6 会長、副会長、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 7 監事は再任を妨げない。ただし再任の場合には任期中の理事会の出席が50%を超えることを要する。 8 理事及び監事は相互に兼ねることができない。	第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 2 理事は社員の中から立候補をした者を対象として地域ごとに選任する。<u>ただし、前条第1項第2号および第3号に定める理事は、会長が推薦した候補者の中から、社員総会の決議によって選任する。</u> 3 監事は社員総会において社員もしくは会計に精通する者を選任する。<u>ただし、前条第1項第5号に定める監事（外部監事）は、会長が推薦した候補者の中から、社員総会の決議によって選任する。</u> 4 理事は就任前年の12月31日において67歳未満であることを要する。 5 理事は再任を妨げない。ただし再任の場合には再任前の任期中の理事会の出席が50%以上を要する。 6 会長、副会長、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 7 監事は再任を妨げない。ただし再任の場合には任期中の理事会の出席が50%を超えることを要する。 8 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

現行	変更後
(役員の報酬) 第34条 理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会で定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の基準にしたがって算定した額を支給することができる。	(役員の報酬) 第34条 <u>役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事、外部監事及び理事会が特に必要と認めた役員に対しては、社員総会で定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の基準にしたがって算定した額を支給することができる。</u>
附 則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 (中略) 6 令和6（2024）年6月22日付一部改定	附 則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 (中略) 6 令和6（2024）年6月22日付一部改定 <u>7 令和8（2026）年6月20日付一部改定</u>

会費規程変更内容

現行	変更後
(年会費) 第2条 会費は、会計年度毎に発生する年会費（年額会費）とし、次の通りとする。 1. 正会員 : 10,000 円 2. 団体会員 : 10,000 円 3. 賛助会員 : 100,000 円	(年会費) 第2条 会費は、会計年度毎に発生する年会費（年額会費）とし、次の通りとする。 1. 正会員 : 10,000 円 2. 学生会員 : 無料 3. 若手会員 : 無料 4. 専攻医会員 : 5,000 円（ただし入会した年度の末日までは免除とする） 5. 団体会員 : 10,000 円 6. 賛助会員 : 100,000 円
(会員の更新) 第3条 会員の資格は会計年度に合わせ、1年ごとの更新とする。ただし、退会の申し出がない限り自動更新することとする。	(会員の更新) 第3条 会員の資格は会計年度に合わせ、1年ごとの更新とする。ただし、退会の申し出がない限り自動更新することとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、学生会員および若手会員については、定款第5条に定める資格要件の期間を満了した場合、次年度より申し出により正会員へ移行するものとする。（※別段の退会の申し出がある場合を除く）</u>
附則 本規程は、公益社団法人登記の平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 本規程の一部を改定し、平成 28 年 6 月 24 日から施行する。	附則 本規程は、公益社団法人登記の平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 本規程の一部を改定し、平成 28 年 6 月 24 日から施行する。 <u>本規程の一部を改定し、令和 8 年 6 月 20 日から施行する。</u>

常勤役員の報酬並びに費用に関する規程

現行	変更後
規定名称 常勤役員の報酬並びに費用に関する規程	規定名称 <u>常勤</u> 役員の報酬並びに費用に関する規程
(目的及び意義) 第1条 この規程は、公益社団法人日本小児保健協会（以下「本協会」という。）定款の規定に基づき、常勤役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18 年法律第48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18 年法律第49 号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。	(目的及び意義) 第1条 この規程は、公益社団法人日本小児保健協会（以下「本協会」という。）定款の規定に基づき、 <u>常勤</u> 役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18 年法律第48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18 年法律第49 号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。
(報酬等の支給) 第3条 本協会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。 2 常勤役員には、年額600万円の範囲内で、理事会の決議により役員報酬を支給することができる。なお、非常勤であっても監事に決算監事監査1回につき10万円の範囲内で総会の決定により報酬を支給することができる。 3 役員等に対して、本協会より講師及び原稿執筆を委嘱したときは、費用として別に定める「謝金等規程」に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。 4 役員には、役員賞与は支給しない。 5 常勤役員の退職にあたっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。	(報酬等の支給) 第3条 本協会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。 2 <u>常勤の理事、外部監事及び理事会が特に必要と認めた役員</u> には、 <u>社員総会で定める総額（年額600万円）</u> の範囲内で、理事会の決議により役員報酬を支給することができる。なお、非常勤であっても監事に決算監事監査1回につき10万円の範囲内で総会の決定により報酬を支給することができる。 3 役員等に対して、本協会より講師及び原稿執筆を委嘱したときは、費用として別に定める「謝金等規程」に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。 4 役員には、役員賞与は支給しない。 5 常勤役員の退職にあたっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。
(報酬額の決定) 第4条 本協会の常勤役員の報酬月額、50万円の範囲で、会長が理事会の承認を得て社員総会で決議する。	(報酬額の決定) 第4条 本協会の常勤の理事、外部監事及び理事会が特に必要と認めた役員の報酬月額は、50万円の範囲で、会長が理事会の承認を得て社員総会で決議する。

(退職慰労金) 第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。 2 常勤役員に対する退職慰労金の額は、役員報酬月額に在職年数を乗じた額を、会長が社員総会の承認を得て決定することができる。なお、在職年数は1年を単位とし、1年未満の端数月は切り捨てる。	(退職慰労金) 第7条 退職慰労金は、<u>報酬を支給された役員</u>として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。 2 <u>当該役員</u>に対する退職慰労金の額は、役員報酬月額に在職年数を乗じた額を、会長が社員総会の承認を得て決定することができる。なお、在職年数は1年を単位とし、1年未満の端数月は切り捨てる。
附 則 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日、平成24年4月1日から施行する。本規程の一部を改定し、平成27年6月19日から施行する。	附 則 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日、平成24年4月1日から施行する。本規程の一部を改定し、平成27年6月19日から施行する。 <u>本規程の一部を改定し、令和8年6月20日から施行する。</u>